

文京区教育センター紀要

(第 55 号)



令和2年度版
文京区教育センター

はじめに

教育センターでは、子どもたちの健やかな育ちを支える拠点として、子どもの教育相談と発達相談の一元化のほか、児童発達支援センターを設置し、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援に取り組み、相談体制の充実を図っております。また、区立幼稚園・小・中学校教職員の資質・能力の向上を図るため、教育アドバイザーの派遣及び教育課題に関する研修を実施するなど、学校等への支援に取り組んでおります。

令和2年度の主要施策としては、不登校の予防及び早期対応を図るため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置拡大に加え、学級集団アセスメントの対象学年の拡大等に取り組みました。

また、子どもたちが運動に親しむとともに体力向上や健康への意識向上を図るため、体力アップトレーナーを配置し、授業補助や個々の児童に応じた支援、各校における体育的活動等への取組の支援を行いました。

さらに、子どもたちが科学の面白さを体験できる機会の充実を図るため、専門指導員による科学教室の開催や、地域大学との連携による「子ども科学カレッジ」を開催し、多くの子どもたちに参加してもらいました。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育センターにおける各種事業の縮小や休止などを余儀なくされたところですが、子どもたちの学ぶ意欲を止めないよう科学の動画を配信したほか、子育て世代へ向けて子育て応援動画を配信し、情報提供等を行いました。

一方で、子育てや教育に関する相談件数は、増加傾向にあります。今後も、保育園、幼稚園、学校、子ども家庭支援センター、保健サービスセンターなどの関係機関や専門機関等と連携を図り、子どもや家庭に寄り添った支援を継続してまいります。あわせて、区内大学などの教育資源等との連携を一層強化し、子どもたちへ学ぶ楽しさを伝える機会の充実を図ってまいります。

この「令和2年度版文京区教育センター紀要」は、令和2年度に実施した各種事業をまとめたものです。事業等の実施に当たり、多大なるご協力をいただきました関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、より一層のご理解とご協力をいただけますと幸いに存じます。

令和3年7月

文京区教育センター
所長 真下 聡

目次

第1章 概要

1 設置の目的	1
2 基本方針	1
3 沿革	1
4 組織	3
5 当初予算	4
6 施設の概要	5
7 施設利用状況	8

第2章 総合相談事業

1 概要	9
2 総合相談室	10
3 発達支援巡回相談事業	15
4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト(BSSP)	17
5 スクールカウンセラー(SC)の配置及び派遣	19
6 スクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣	21
7 巡回相談員の派遣(特別支援教室の導入に伴う心理士等の巡回相談)	22
8 療育指導派遣事業	22
9 学校と家庭の連携推進事業	22
10 教育支援センター(ふれあい教室)	23
11 不登校対応チーム	24

第3章 児童発達支援センター事業

1 概要	25
2 児童発達支援(そよかぜ)	25
3 放課後等デイサービス(ほっこり)	26
4 障害児相談支援	27

第4章 教員研修・研究事業

1 概要	28
2 教育アドバイザー事業	28
3 教育課題研修	28

第5章	教育資料室・教科書センター運営	
1	概要	33
2	実施状況	33
第6章	特別支援連携協議会	
1	概要	34
2	特別支援連携協議会及び部会等の活動	34
3	専門家チームの派遣	34
第7章	自然科学教育事業	
1	概要	35
2	専門指導員の学校派遣	36
3	児童・生徒対象の科学講座	36
第8章	情報科学教育事業	
1	概要	39
2	子どもパソコン教室	39
3	プログラミング体験講座	40
4	プログラミング授業支援	41
第9章	健康・体力増進事業	
1	概要	43
2	体力向上事業	43
3	健康増進事業	43
第10章	地域大学等連携事業	
1	概要	46
2	地域大学等連携事業	46
第11章	小・中学校連合行事	
1	概要	48
2	実施状況	48

資料

文京区教育センター条例	50
文京区教育センター条例施行規則	53
文京区教育センター処務規則	59
文京区教育センター総合相談事業運営要綱	61
文京区スクールソーシャルワーカー運営要領	65
学校と家庭の連携推進事業実施要領	66
文京区教育支援センター運営要領	67
文京区児童発達支援センターが提供する支援に関する要綱	70
文京区児童発達支援センターにおける児童発達支援事業運営要綱	71
文京区児童発達支援センターにおける放課後等デイサービス運営要綱	75
文京区児童発達支援センター指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業運営規程	79
文京区児童発達支援センター給食事業実施要綱	81
文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領	83
文京区特別支援連携協議会設置要綱	85
文京区教育センター科学教育事業実施要領	90
文京区教育センター運営委員会要領	92
文京区教育センター防犯カメラの設置及び運用に関する要綱	93

第1章 概要

1 設置の目的

文京区における教育の充実・振興を図る。

2 基本方針

- ・教職員、児童、生徒を対象として、活用できるものであること。
- ・教育現場に密着したもので、常に学校側から積極的に活用されるものであること。
- ・センター全体をとおして、区としての特色を発揮できるものであること。

3 沿革

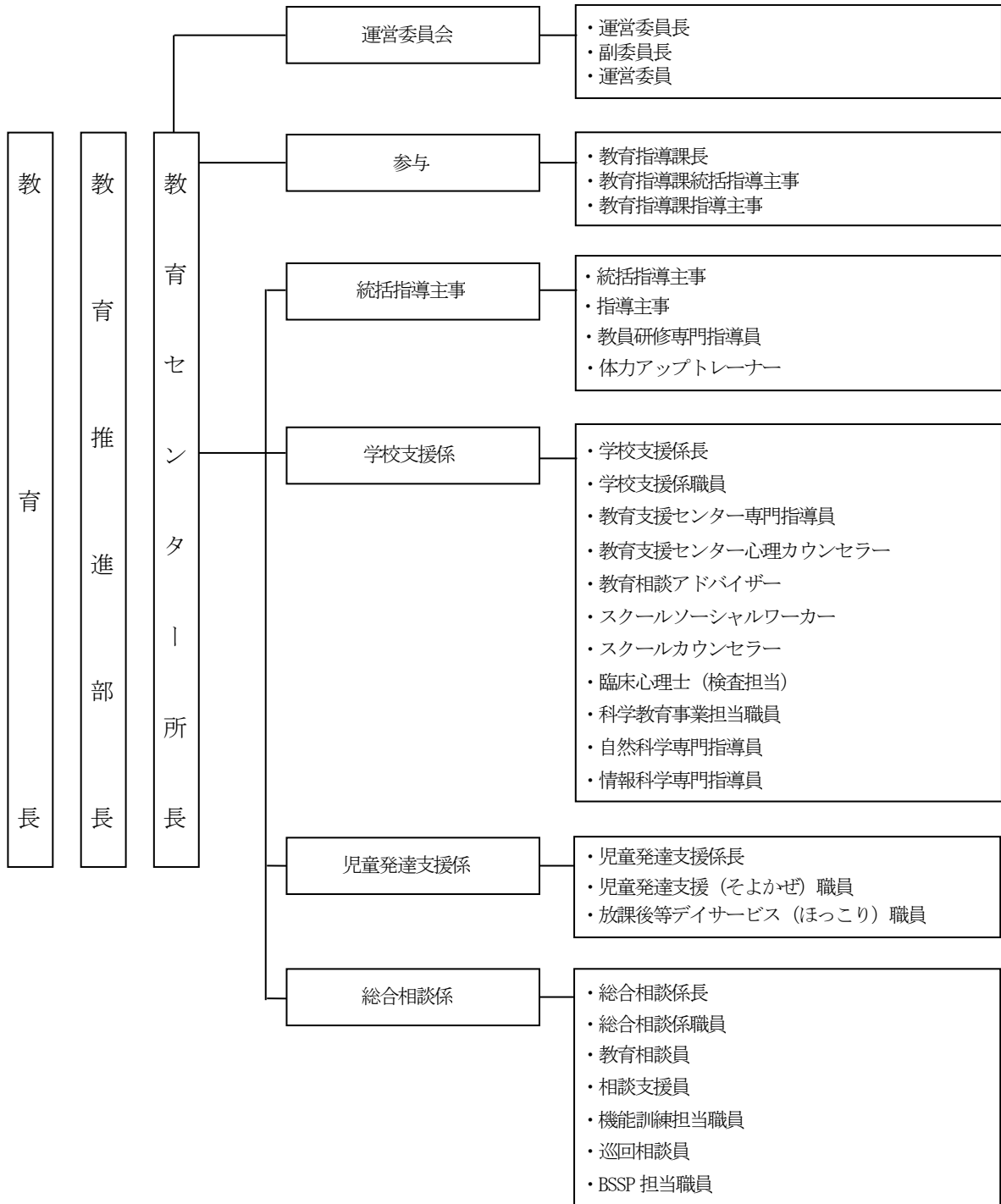
昭和29年4月1日	文京区小学校教育研究会児童研究部が教育相談開始
6月1日	文京区教育研究所が発足し、文京区の特殊学級「あおば学園(旧礫川小学校舎)」開設
昭和31年4月1日	教育相談部、特殊教育部の二部制を採用
昭和32年6月1日	研究調査部を加え、三部制をとる
昭和33年4月1日	教育研究所に運営委員会を設置 文京区小学校科学教育センターを窪町小学校、千駄木小学校に設置 文京区中学校科学教育センターを第四中学校に設置
昭和36年2月1日	教育研究所を汐見小学校内に移転 機構を庶務部、研究調査部、教育相談部の三部制に改組
昭和38年12月	文京区教育センター設置の方針決定
昭和39年2月8日	教育研究所を元町小学校内に移転
3月30日	教育センター設置調査研究委員会発足
昭和40年8月4日	教育センター建設工事着工
昭和41年4月1日	教育センター準備室設置
4月28日	教育センター設立調査研究委員会を教育センター準備委員会に改組
10月7日	区議会において文京区教育センター設置条例可決
10月11日	教育委員会において文京区教育センターの管理運営に関する規則 文京区教育センター処務規則制定
10月12日	教育センター落成
10月15日	教育センター開所 科学教育センター、教育研究所を移転、統合 科学教育部、調査研究部、資料部、教育相談部の四部制で活動開始
昭和42年1月23日	小・中学校理科移動教室開始
昭和44年10月17日	中学校技術科移動教室開始
昭和46年2月14日	プラネタリウム新設工事着工
7月19日	プラネタリウム竣工
10月1日	プラネタリウム移動教室開始
昭和48年9月17日	隣地731.3㎡をセンター用地として取得
昭和51年7月14日	幼児教育部設置、五部制
昭和53年6月1日	文京区教育史編纂室開設、五部一室制 「文京区教育史」編纂事務開始
昭和54年3月23日	教育センター増築工事着工
昭和55年3月31日	教育センター増築工事竣工
4月25日	音楽教育部、教育機器研究部、教育資料室(資料部廃止)設置 六部二室制
5月15日	教育センター別館開所
6月25日	電話教育相談室開設
9月1日	音楽移動教室開始

昭和 58 年 3 月 31 日	「文京区教育史」刊行、文京区教育史編纂室閉室
昭和 62 年 5 月 1 日	視聴覚室一般開放開始(社会教育関係団体)
昭和 63 年 3 月 31 日	中学校理科移動教室閉室
平成 2 年 2 月 28 日	中学校技術科移動教室閉室
10 月 23 日	コンピュータ教室閉室
平成 4 年 10 月 1 日	研修室一般開放開始(社会教育関係団体)
平成 7 年 1 月 4 日	いじめ電話相談開設
平成 8 年 4 月 15 日	子育てひろば・西片開設(旧西片幼稚園)
平成 9 年 4 月 1 日	文京区教育センター設置条例を全面改正 (「文京区教育センター条例」とし関係規則を改正) 研修室一般開放開始(区内在住個人または団体)
平成 10 年 4 月 1 日	旧西片幼稚園を教育センター分室として引継
平成 11 年 9 月 13 日	子育てひろば・西片を柳町幼稚園に一時移転(12 年 6 月まで)
平成 12 年 5 月 8 日	子育てひろば・汐見開設(旧汐見幼稚園)
平成 13 年 4 月 1 日	視聴覚室一般開放開始(区内在住個人または団体)
平成 14 年 3 月 31 日	小学校理科・プラネタリウム・音楽移動教室閉室
4 月 1 日	教育センター運営組織改正(部・室制廃止)、総合教育相談室設置
平成 17 年 3 月 8 日	文京区教育センター条例一部改正
平成 18 年 4 月 1 日	子育てひろば西片・子育てひろば汐見を子育て支援課に移管
平成 19 年 3 月 1 日	文京区教育センター条例全部改正
3 月 31 日	研修室、視聴覚室の一般開放終了
5 月 18 日	春日一丁目 9 番 21 号(旧小石川保健サービスセンター)へ移転
平成 23 年 3 月	文京区教育センター等建物基本プラン策定
4 月 1 日	総合教育相談事業、子ども科学カレッジ開始
平成 24 年 7 月 7 日	東大総合博物館がやってきた「火星-ウソカラデタマコト-」展開催
9 月 2 日	文京区教育センター((仮称)青少年プラザ併設)建設工事着工
平成 26 年 12 月 11 日	文京区教育センター条例全部改正
平成 27 年 2 月 27 日	文京区教育センター建設工事竣工
3 月 21 日	湯島四丁目 7 番 10 号に移転
4 月 1 日	文京区教育センター開設
6 月 11 日	スクール・モバイルミュージアム「鶏づくし」展開催
12 月 19 日	スクール・モバイルミュージアム「資源がなくなるということーナウル共和国の歴史と地球・宇宙の資源ー」展開催
平成 28 年 7 月 8 日	スクール・モバイルミュージアム「骨を見る 骨に見られる」展開催
12 月 17 日	スクール・モバイルミュージアム「火星探査」展開催
平成 29 年 6 月 10 日	スクール・モバイルミュージアム「東大昆虫館」展開催
8 月 19 日	区制 70 周年記念事業「子ども科学ヴィレッジ〜1 日限定 Science Village〜」開催
11 月 25 日	スクール・モバイルミュージアム「月面探査」展開催
平成 30 年 6 月 22 日	スクール・モバイルミュージアム「標本の世界 鳥」展開催
11 月 17 日	スクール・モバイルミュージアム「黒い小惑星リュウグウ」展開催
令和元年 5 月 25 日	スクール・モバイルミュージアム「昆虫の形と色の不思議ーオサムシ研究の巨匠・石川良輔博士の軌跡ー」展開催
12 月 7 日	スクール・モバイルミュージアム「東京大学三崎臨海実験所コレクション 相模湾の動物」展開催
令和 2 年 9 月 8 日	スクール・モバイルミュージアム「生きている骨」展開催
令和 3 年 1 月 9 日	スクール・モバイルミュージアム「美しい蛾の世界」展開催
令和 3 年 3 月 31 日	現在に至る

4 組織

令和2年度 文京区教育センター運営組織表

令和3年3月31日現在



5 当初予算

(千円)

事業別	令和2年度	平成31年度	増減	説明
児童発達支援事業	78,186	47,496	30,690	乳幼児を対象としたグループ療育の実施
放課後等デイサービス事業	48,757	38,099	10,658	小学生を対象としたグループ療育の実施
相談支援事業	135,947	124,851	11,096	臨床心理士、医師等による相談・指導の実施、障害児支援利用計画作成、地域支援事業
発達支援巡回相談事業	25,352	22,475	2,877	保育園・幼稚園・育成室へ発達支援巡回相談事業
スターティング・ストロング・プロジェクト	18,267	17,814	453	臨床心理士等の専門家チームによる幼稚園・保育園・児童館等への専門的発達支援等
事業運営費	52,643	44,709	7,934	給食委託、給食材料費、バス送迎委託等
自然科学教育事業	27,686	23,669	4,017	科学教室、子ども科学カレッジ等
情報科学教育事業	12,516	13,352	△836	子どもパソコン教室(プログラミング教室委託含む)
教員研修・研究事業	24,860	39,808	△14,948	教員研修
教育資料室・教科書センター運営	2,598	1,524	1,074	教育資料室資料整備、システム機器賃貸借等
教育相談事業	54,699	46,772	7,927	面接相談・電話相談・いじめ電話相談等の教育相談事業
施設維持管理費	81,696	75,217	6,479	各種設備保守、総合管理(清掃・設備)委託経費、光熱水費
運営事務費	19,801	29,855	△10,054	印刷機借上げ等の教育センター運営事務費
地域大学等連携事業	3,190	3,210	△20	スクール・モバイルミュージアム、講師謝礼、児童交通費等
小学校連合行事	8,016	6,339	1,677	演劇鑑賞教室、音楽鑑賞教室、陸上記録会、連合展覧会、都行事参加
中学校連合行事	6,653	6,698	△45	演劇鑑賞教室、音楽鑑賞教室、連合演奏会、総合体育大会、都行事参加
健康・体力増進事業	27,445	24,084	3,361	健康教室、体力向上、がん教育
特別支援連携協議会	620	1,003	△383	特別支援連携協議会委員謝礼、専門家チーム派遣謝礼等
学校と家庭の連携推進事業	3,903	5,102	△1,199	家庭と子供の支援員派遣
学校支援関係事業	138,709	113,746	24,963	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等派遣、ふれあい教室運営等
計	771,544	685,823	85,721	

6 施設の概要

(1) 場所：文京区湯島四丁目7番10号

(2) 構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

規模：地上3階建

最高の高さ 14.29 m

敷地面積 4,695.42 m²

建築面積 3,184.05 m²

延床面積 6,745.31 m²

(3) 各階面積表

	床面積	摘 要
1階	2,713.549 m ²	人荷用エレベーター2基及び小荷物昇降機1基を積載 北側：定員15名 1,000kg 1基 南側：定員15名 1,000kg 1基
2階	2,481.178 m ²	
3階	1,529.987 m ²	
小計	6,724.714 m ²	建物内床面積
バギー置場	9.880 m ²	
受水槽ポンプ室等	10.720 m ²	
合計	6,745.314 m ²	延床面積

(4) 各室概要

階数	室名	内容
1階	総合事務室	職員執務スペース
	相談室1～3	総合相談の面接相談
	検査室1～2	発達検査等
	静養室	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの相談等
	集団指導室1～4	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	医務室	簡易な怪我の治療、体調不良等のケア
	ホール	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	園庭	児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービスなどの集団療育
	給食室	集団療育に対する給食等の提供
	指導訓練室	機能訓練等
	個別指導室1～2	総合相談の個別指導相談等
	観察室1～2	個別指導の観察等
	親子相談室	総合相談の面接相談
b-lab（青少年プラザ）	スタッフスペース、中高生談話スペース、多目的スペース、音楽スタジオA・B、ホール	

2階	研修室 1~3	教員研修等 ※一般貸出可
	大学連携事業室	東京大学総合研究博物館によるスクール・モバイルミュージアム
	健康指導室	健康相談等
	講師控室	教員研修等の講師控室
	ICT 準備室	ICT 担当事務室・サーバー室
	ICT 研修室	ICT 研修・パソコン教室等
	教育資料室・教科書センター	教科書展示・教育資料室
	プレイヤード	バスケットボール等
	プレイルーム 1~5	遊戯療法等
	ミーティングルーム 1~2	ケースカンファレンス等
	面接室 1~3	総合相談の面接相談
	相談室 4~5	総合相談の面接相談
	検査室 3	発達検査等
	個別指導室 3~4	総合相談の個別指導相談等
	理学療法室 作業療法室	機能訓練等
3階	科学実験室	科学教室等
	カレッジルーム	子ども科学カレッジ等
	科学準備室	科学担当事務室
	作業室	科学教室の準備等
	エコガーデン	植物栽培等
	軽運動室	ふれあい教室健康スポーツ等
	多目的室	ふれあい教室グループワーク等
	ふれあい教室職員室	ふれあい教室職員事務室
	学習室	個別学習等
	ふれあい教室面接室	ふれあい教室の面接相談
	ふれあいルーム	ランチ及び放課後活動等
	教室 1~2	自主学习等

(5) 施設図面



7 施設利用状況

(1) 利用者別

単位：人

月	一 般	中 学 生	小 学 生	幼稚園児以下	合計
4	22	36	83	136	277
5	31	60	153	216	460
6	111	287	468	801	1,667
7	105	331	811	1,221	2,468
8	228	213	742	1,250	2,433
9	392	382	904	1,486	3,164
10	530	477	1,204	1,756	3,967
11	336	364	915	1,432	3,047
12	79	383	992	1,477	2,931
1	447	315	904	1,501	3,167
2	626	344	1,086	1,570	3,626
3	749	419	989	1,551	3,708
合計	3,656	3,611	9,251	14,397	30,915
前年	6,833	4,075	12,874	16,202	39,984

(2) 事業別

単位：人

月	研修	科学事業	総合相談	専門訓練	児童発達支援 (そよかぜ)	放課後等デイ (ほっこり)	大学連携事業	その他	合計
4	0	0	194	13	56	11	0	3	277
5	0	0	282	0	135	41	0	2	460
6	0	0	585	316	352	112	0	302	1,667
7	0	122	889	532	504	187	0	234	2,468
8	151	109	842	523	501	186	23	98	2,433
9	111	80	1,003	586	522	133	425	304	3,164
10	99	280	1,245	642	574	225	512	390	3,967
11	101	79	957	640	456	214	239	361	3,047
12	0	194	1,024	684	488	191	0	350	2,931
1	14	114	954	591	453	165	630	246	3,167
2	72	195	1,024	649	448	194	727	317	3,626
3	0	42	1,312	722	259	123	908	342	3,708
合計	548	1,215	10,311	5,898	4,748	1,782	3,464	2,949	30,915
前年	1,338	5,618	11,514	7,431	5,732	2,068	2,216	4,067	39,984

*大学連携事業はスクール・モバイルミュージアム、大学・企業等連携講座利用者数を表す。

*その他は、ふれあい教室及び教科書センター・教育資料室、健康・体力増進事業、研修室貸出、個別学習相談利用者数を表す。

第2章 総合相談事業

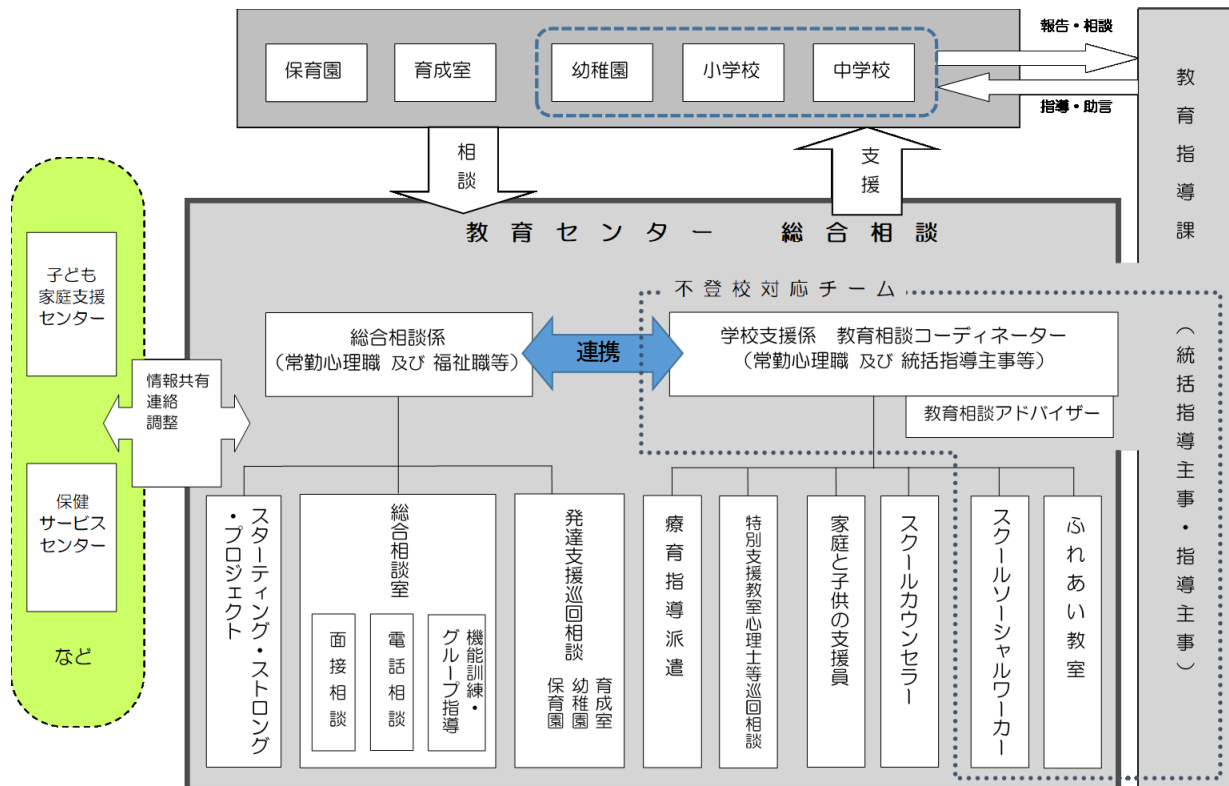
1 概要

乳幼児及び児童・生徒に関する、いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待、発達障害他の心身の障害等の教育・生活に係る悩みや問題の予防・発見・解消及び発達促進に向けて、子どもと保護者及び学校・園への支援をより効果的に行うために、総合相談体制をとっている。

(1) 総合相談事業の各相談機能

- ① 総合相談室
- ② 発達支援巡回相談
- ③ 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト
- ④ スクールカウンセラー (SC) の配置及び派遣
- ⑤ スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置及び派遣
- ⑥ 特別支援教室心理士等巡回相談
- ⑦ 療育指導(ST・OT)派遣
- ⑧ 学校と家庭の連携推進事業
- ⑨ 教育支援センター (ふれあい教室)
- ⑩ 不登校対応チーム

文京区総合相談体制 イメージ図



(2) 各相談機能間の連携

① 教育相談コーディネーターと総合相談係の連携

総合相談事業における各相談機能において受けた乳幼児及び児童・生徒の相談等について、必要に応じて学校支援係の教育相談コーディネーターと総合相談係の心理や福祉職等が連携して対応している。

② 総合相談連絡会

課題の共有や研修を目的とし、教育相談コーディネーター、区スクールカウンセラー、都スクールカウンセラー、ふれあい教室専門指導員、スクールソーシャルワーカー、総合相談室担当等が集まり総合相談連絡会を開催している。令和2年度においては、5月に新規スクールカウンセラーを対象に1回、9月に区採用スクールカウンセラーを対象に1回、年2回の縮小開催とした。

③ 適応指導連絡会

不登校児童・生徒の状況に関する課題の共有や検討を目的とし、不登校対応チームの構成員である教育相談コーディネーター、ふれあい教室専門指導員、スクールソーシャルワーカー、総合相談室担当、教育相談アドバイザー、及び担当指導主事が集まり、ふれあい教室の休室期間を除いた年10回開催した。

2 総合相談室

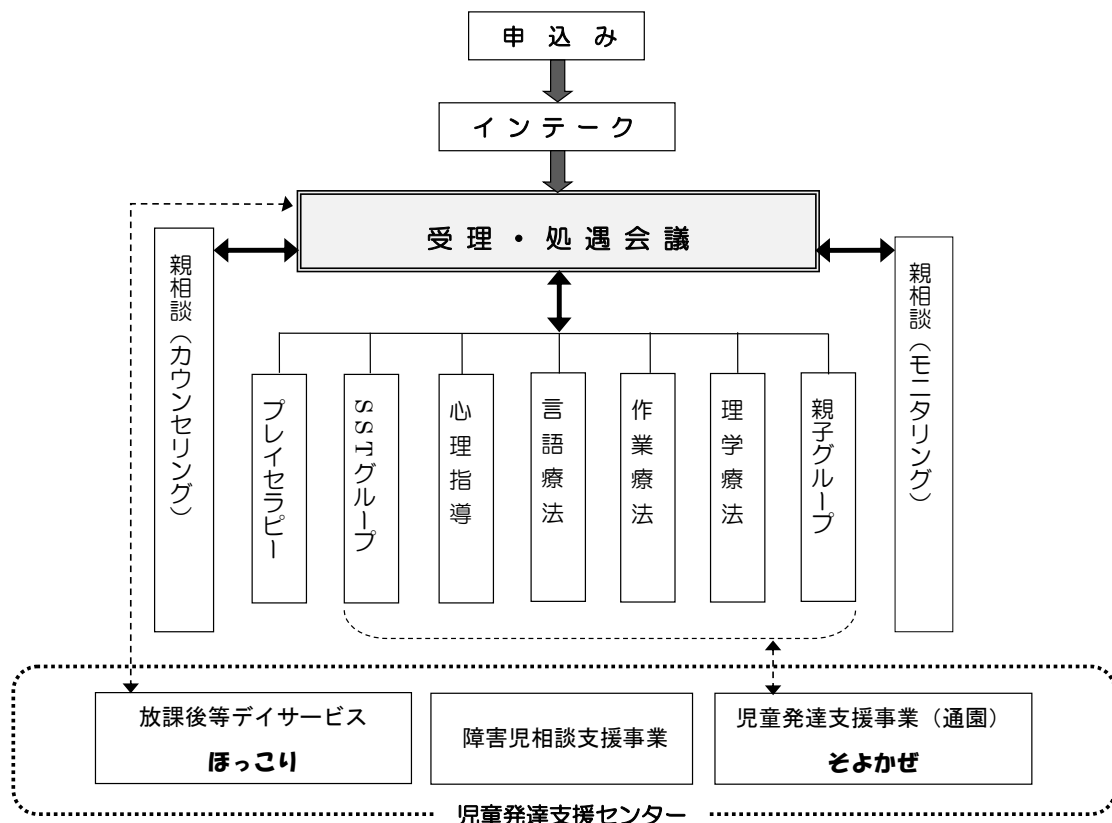
(1) 概要

総合相談室は、子どもたちの健やかな成長発達と家庭生活の充実を目的とし、0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象に、発達及び教育に係る様々な相談を受け、それぞれのニーズに応じて発達支援や心理的援助を行っている。(月～金曜、第2・第4土曜の午前8時30分から午後5時15分まで ※祝日・年末年始除く)

来所による相談は、原則として保護者からの電話等での事前の申込み後、インテーク（受理面接）の上、受理・処遇会議を経て、予約制で担当者による保護者と子どもそれぞれへの継続的な相談・支援を実施している。

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言下では、4月から約2月間来所による相談・支援を休止した。新規の相談申込や、予定されていたインテークやアセスメントの一部は対応し、加えて、予約制での電話による相談態勢を整えて保護者への継続的なサポートを行った。緊急事態宣言解除後は段階的に来所による相談・支援を再開し、感染予防を徹底するために相談後の消毒時間を確保して実施している。

総合相談室 イメージ図



(2) 内容

① 発達相談

ア 乳幼児療育

障害または発達の遅れや偏りのある子どもについて、障害の軽減や生活の質の向上のために、保護者に対し子どもの発達の相談や養育に関する相談を行う。また、子どもの支援ニーズに応じて専門訓練（理学療法、作業療法、言語療法、心理指導など）及びグループ指導（親子グループ、社会性やコミュニケーション力を育てるグループ指導（SSTグループ）など）により発達支援を行う。

乳幼児療育 新規相談件数【主訴別・年齢別】 (件)

	運動発達の遅れ	ことば・知的発達の遅れ	発音・吃音	行動・社会性	その他	合計	前年度
0歳	9	10	0	0	0	19	19
1歳	8	54	0	8	0	70	67
2歳	4	47	5	18	0	74	64
3歳	0	15	13	21	0	49	48
4歳	3	8	16	34	0	61	70
5歳	1	11	7	22	2	43	59
合計	25	145	41	103	2	316	327
%	8%	46%	13%	33%	1%	100%	

乳幼児療育 新規相談件数【来談経路別】 (件)

	保育園幼稚園	保健サービスセンター	医療機関	子ども家庭支援センター	ホームページ	区役所	相談室からのお知らせ	知人	その他	合計	前年度
件数	91	101	25	8	45	4	1	8	33	316	327

乳幼児療育 年間相談実施件数 (回)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前年度
件数	22	86	146	162	195	257	868	1,032

乳幼児療育 療育プログラム年間実施延べ回数 (回)

	個別相談	親子グループ	理学療法 (PT)	作業療法 (OT)	言語療法 (ST)	心理指導	SSTグループ	医師診察	合計	前年度
件数	2,564	572	693	1,385	1,999	1,010	164	356	8,743	10,007

[乳幼児療育における件数や相談内容、来談経路の傾向]

緊急事態宣言による来所相談事業の休止が約2か月間あったが、新規相談件数は11件減にとどまった。新規相談の1歳児と2歳児の人数は前年度よりも増加し、4歳児と5歳児は減少した。また、新規相談の来談経路については、前年度よりもホームページを見て申し込む件数が増加した。また、緊急事態宣言下においては、自粛生活を送る親子へ向けた子育て応援動画「おうちであそぼう」を作成し、ホームページへ掲載した。

相談利用児の実人数は、年間で868人であった。そのうち、577人が次年度の相談継続となった。

相談内容については、1、2歳児では「ことばの遅れ」、3歳児以降は「行動・社会性」に関する相談が多い傾向が続いている。

イ 学齢期療育

小学生から中学生までの障害または発達の遅れや偏りのある子どもに対し、本人の生活の質の向上や社会生活への適応、本人の自己実現を図ることを目的に、保護者との相談や子ども本人への療育プログラムを実施している。合わせて学校等との連携も行う。

(*療育プログラムは、特別支援教育が基盤にあることを前提に、療育の目標を絞り、必要に応じて期間や回数を区切って実施している。)

学齢期療育 新規相談件数【主訴別・学年別】 (件)

	運動発達の遅れ	ことば・知的発達の遅れ	発音・吃音	行動・社会性	学習	その他	合計	前年度
小学生(低)(小1～小3)	3	5	7	38	22	7	82	92
小学生(高)(小4～小6)	0	0	0	4	12	0	16	15
中学生	0	0	0	0	2	0	2	0
その他(高校生など)	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	5	7	42	36	7	100	107
%	3%	5%	7%	42%	36%	7%	100%	

学齢期療育 新規相談件数【来談経路別】 (件)

	乳幼児療育より継続	学校	子ども家庭支援センター	医療機関	電話相談	相談室のお知らせ	HP	区役所(窓口)	その他	合計
小学生(低)(小1～小3)	26	34	2	2	3	2	1	2	10	82
小学生(高)(小4～小6)	1	5	0	1	0	0	0	0	9	16
中学生	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
その他(高校生など)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	27	39	2	3	3	2	2	2	20	100
%	27	39	2	3	3	2	2	2	20	

学齢期療育 療育プログラム年間実施延べ回数【学年別】 (回)

	個別相談	理学療法(PT)	作業療法(OT)	言語療法(ST)	心理指導	SSTグループ	医師診察	合計	前年度
小学生(低)(小1～小3)	1021	8	195	143	15	0	4	1,386	1,289
小学生(高)(小4～小6)	455	23	60	130	48	0	0	716	649
中学生	39	2	8	9	5	0	0	63	66
その他(高校生など)	0	0	0	1	0	0	0	1	0
合計	1,515	33	263	283	68	0	4	2,166	2,004
%	70%	2%	12%	13%	3%	0%	0%	100%	

[学齢期療育における件数や相談内容、来談経路の傾向]

学齢期療育の新規相談は、乳幼児療育からの継続相談を除くと、「学習」を主訴とする割合が年々上昇している。来談経路としては、学校からの紹介が最も多く、低学年が大半を占めている。年間相談件数については、前年度からの継続を含めると405件である。

インタビュー後、心理士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種によるアセスメントを実施し、多面的な発達理解のもと、必要に応じて個別機能訓練の実施へとつなげている。療育プログラムの延べ回数の約7割が保護者との個別相談であり、保護者面談及び学校との連携を重視した支援を行っている。

② 教育相談

ア 面接相談

いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待、発達障害他の心身の障害等の子どもの発達や教育に関する悩みや心配事について、子どもと保護者への心理的援助を行う。小学生等の子どもで不登校や情緒的な不安が見られる場合は、遊びを通して心理的援助を行うプレイセラピーを行うことが多く、中学生以上の場合はゲーム、手芸、工作などを介してのカウンセリング面接が多い。保護者とは、定期的なカウンセリング面接を行っている。保護者の了承を得た上で、必要に応じて学校や園を訪問し、授業（保育）参観や教員との情報交換等を行い、学校や園との円滑な連携による支援も実施している。

教育相談 新規相談件数【主訴別・学年別】 (件)

学年	主訴	主 訴 別 分 類								合計	前年度
		就学・進路		情緒と行動			発達と障害	環境	その他		
		就学・就園	進路	非社会的	反社会的	不登校 登校しぶり					
幼児以下		7	0	3	1	1	4	0	0	16	11
小学生		17	1	4	8	34	80	5	0	149	134
中学生		1	0	2	2	11	16	3	0	35	45
一般		0	0	1	0	3	2	0	0	6	8
合計		25	1	10	11	49	102	8	0	206	198
(%)		12	0	5	5	24	50	4	0	100%	

* 「就学・進路」について…「就学・就園」は教育指導課での就学相談によるもの（知能検査の実施）、
「進路」は自主来談によるものである。

* 「情緒と行動」について…「非社会的」は集団になじめない、いじめられる、神経症的傾向、緘黙等である。「反社会的」は集団からはみでる、暴力、反抗的、非行、怠学等である。

教育相談 年間相談件数【主訴別・学年別】 (件)

学年	主訴	主 訴 別 分 類								合計	前年度
		就学・進路		情緒と行動			発達と障害	環境	その他		
		就学・就園	進路	非社会的	反社会的	不登校 登校しぶり					
幼児以下		7	0	5	1	1	4	2	0	20	15
低学年(小1～3)		1	0	9	11	26	102	8	0	157	129
高学年(小4～6)		16	1	18	21	39	97	8	1	201	209
小学生		17	1	27	32	65	199	16	1	358	338
中学生		1	1	11	17	59	94	8	0	191	184
一般		0	4	11	7	20	41	7	0	90	73
来所総件数		25	6	54	57	145	338	33	1	659	610
(%)		4	1	8	9	22	51	5	0	100%	

教育相談 年間相談延べ回数【主訴別・学年別】 (回)

学年	主訴	主 訴 別 分 類								合計	前年度
		就学・進路		情緒と行動			発達と障害	環境	その他		
		就学・就園	進路	非社会的	反社会的	不登校 登校しぶり					
幼児以下	23	0	110	3	6	27	10	0	179	113	
小学生	54	7	202	210	633	1389	141	0	2,636	3,253	
中学生	2	2	95	195	503	616	74	0	1,487	1,737	
一般	0	12	22	24	102	240	42	0	442	612	
合計	79	21	429	432	1,244	2,272	267	0	4,744	5,715	
%	2	0	9	9	26	48	6	0	100%		

新規相談件数は例年とはほぼ同数となったが、内訳では小学生と幼児がやや増加している。相談内容では例年の傾向と同様に「発達と障害」が最も多く、半数を占めている。相談件数はすべての年代で増加している。また相談の延べ回数は、緊急事態宣言に伴い来所相談を制限していたため、前年度より約1000件減った。緊急事態宣言中に整えた予約制の電話による相談を継続的に利用する保護者も複数あり、電話のほうが相談しやすい場合や現在も来所を控えたい場合に役立っている。

イ 電話相談

相談したいが顔を見られたくない、氏名や住所を知られたくない、相談に向く時間的余裕がない等の事情を持つ区民の要望に応え、予約不要で匿名も可能な電話相談を心理専門の相談員が担当し実施している。必要に応じて他機関の紹介や情報提供も行っている。

午後5時から午前9時まで及び土日、祝日、年末年始については、民間事業者に業務委託し、24時間相談を受ける体制としている。

*電話教育相談 : 24時間受付/年中無休

*いじめ電話相談 : 24時間受付/年中無休

電話教育相談/いじめ電話相談 年間相談延べ回数【主訴別・学年別】

(回)

区分	就学・進路		情緒・行動			発達と障害	環境		いじめ	情報提供	その他	合計	前年度
	就学・就園	進路	非社会的	反社会的	不登校		家庭	学校					
乳幼児	1	0	3	1	2	76	37	2	0	3	5	130	49
	1	0	0	0	0	17	16	0	0	1	4	39	14
小学校計	0	5	7	6	17	38	114	38	1	3	39	268	329
	0	3	1	1	3	7	75	22	1	0	34	147	202
中学校	1	1	6	0	16	10	28	6	0	8	6	82	58
	1	0	3	0	6	4	17	5	0	2	2	40	21
一般	0	1	0	0	3	5	17	3	2	3	30	64	195
	0	1	0	0	0	1	12	2	2	0	25	43	141
合計	2	7	16	7	38	129	196	49	3	17	80	544	631
(うち夜間休日合計)	2	4	4	1	9	29	120	29	3	3	65	269	364
%	0	1	3	1	7	24	38	9	1	3	15	100%	

いじめ	前年度
0	2
0	2
5	16
1	7
1	3
1	1
6	552
2	209
12	573
4	219

電話教育相談・いじめ電話相談ともに回数が減少した。これは前年度まで特定の相談者から頻回に相談を受けていたが、令和2年度は年度途中でそれがなくなったためである。いじめに関する相談は特定者からの相談を除いても、前年度と比較して件数が減少している。今年度の特徴として、乳幼児の電話教育相談が緊急事態宣言により自宅での生活が長くなった時期から増え、前年度の約2.5倍と大幅に増加したことが挙げられる。また電話教育相談の相談内容としては、乳幼児では約半数が発達と障害に関するものであり、学齢期以降では家庭や学校の環境に関するものが多かった。

なお、いじめや学校対応についての苦情等の場合は、適宜学校や教育指導課と連携し、早期対応に努めている。

③ その他

ア 特別支援教育相談委員会等への協力

区立幼稚園・小・中学校における就学相談等の特別支援教育や、区立保育園・育成室における要配慮児保育に関して、委員会への参加や検査の実施と資料作成等の協力をしている。

イ 各園・学校・関係機関での講演・研修事業への協力

家庭・学校・地域での保護者や教職員への支援として、園・学校・関係機関からの依頼を受けて、総合相談室の専門職が教職員や保護者を対象に講演・研修を行う。

ウ 園・学校への緊急支援

区内の幼稚園・保育園・小学校・中学校において、緊急に心理職の援助が必要な場合に、教育指導課と連携しながら相談員が訪問相談等を行う。

エ 関係機関との連携

区内外の関係機関との各種会議に出席し、情報交換及び協議を行っている。また、相談事例の必要性に応じて個別に連携を図っている。

(3) 構成員

① 常勤職員（計8人）

事務 1人、心理 5人、福祉 1人、理学療法士 1人

② 会計年度任用職員（計47人）

心理－教育相談担当 11人、心理－発達相談担当 9人

福祉－発達相談担当 4人、福祉－相談支援担当 3人

理学療法士 2人、言語聴覚士 10人、作業療法士 8人

3 発達支援巡回相談事業

(1) 概要

保育園・幼稚園・育成室へ心理士・作業療法士等の専門職が訪問し、発達支援の視点から保育上の必要な配慮について助言を行う。また、必要に応じて保護者相談にもあたっている。

(2) 保育園・幼稚園巡回相談 実施状況

① 実施園数

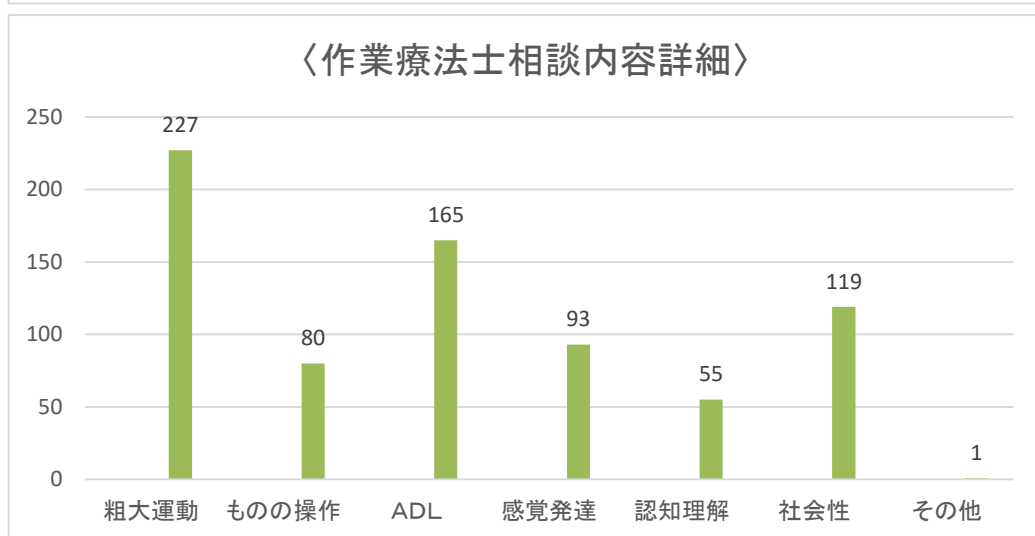
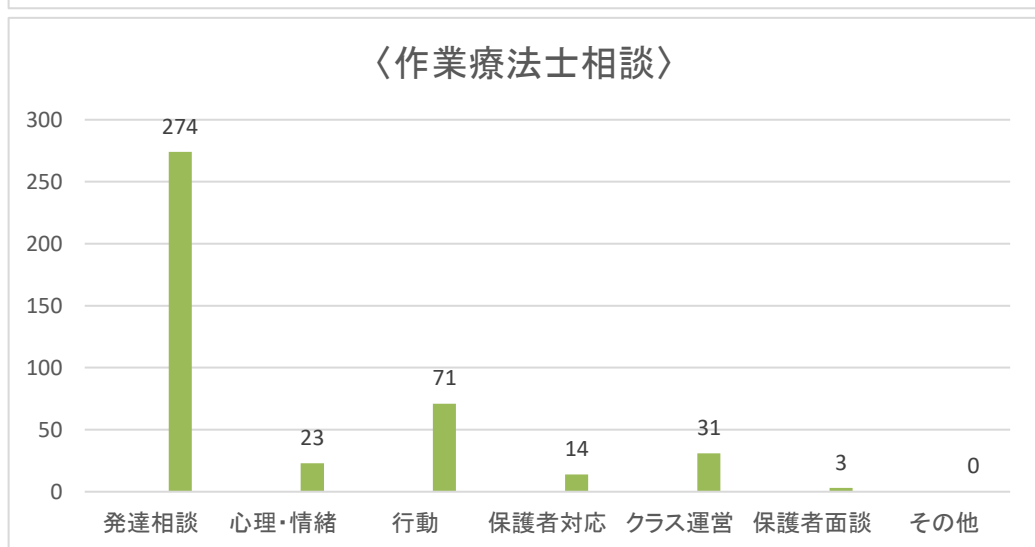
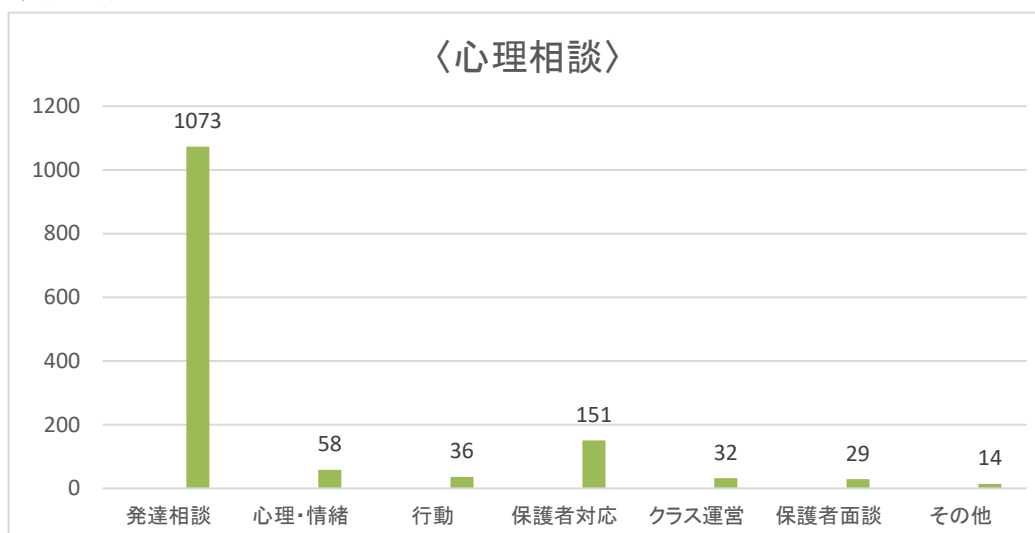
	区立	私立	合計
保育園	18園	69園	87園
幼稚園	10園	9園	19園
合計	28園	78園	106園

② 実施内訳

(回)

		心理	作業療法士	言語聴覚士	合計
区立	保育園	65	33	1	99
	幼稚園	33	19	1	53
私立	保育園	160	5	1	166
	幼稚園	25	0	0	25
合計		283	57	3	343

③ 相談内容



新型コロナウイルス感染症の影響による訪問休止期間が年間を通して約2.5か月あった。私立認可保育所等の数が増大していることから、私立園への支援強化を図った。その結果、私立園の実施園数・訪問回数が大幅に増加し、年間回数は前年同程度となっている。

(3) 育成室巡回相談 実施状況

- ① 実施育成室数 特別な支援を必要とする児童の在籍する育成室：37室（全40室中）
- ② 訪問数 74回 内訳：観察訪問 37回
検討会 37回
保護者面談同席訪問 0回
- ③ 相談対象児童数 134人 内訳：特別な支援を必要とする児童 93人
その他気になる児童 41人
- ④ 相談のべ件数 258件
（観察と検討会をあわせたのべ件数）

育成室巡回相談は、学校の長期休みの期間以外で実施してきた。今年度は緊急事態宣言による一斉休校の期間があったため、例年、各室4回（観察・検討会各2回）実施してきたが、今年度は各室2回の訪問とした。

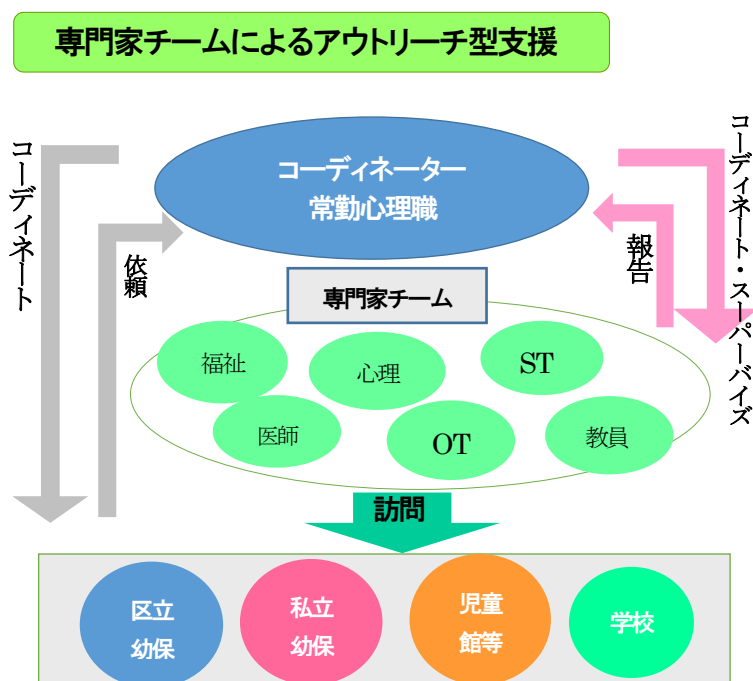
(4) 構成員

- ① 会計年度任用職員（計6人）
心理 4人、作業療法士 2人

4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト（BSSP）

(1) 概要

幼児期のごく早期から、子どもの育ちと親の子育てを支援するため、専門家チームが保育園・幼稚園等を訪問し、専門的発達支援を行うことで、子どもの対人コミュニケーション等の社会的スキルの獲得や、親の育児スキルの向上を図る。



(2) 園支援：保育園・幼稚園訪問 実施状況

① 実施園数とプログラム実施回数

	実施園数	プログラム 実施回数
区立保育園	16 園	32 回
区立幼稚園	9 園	13 回
私立保育園	4 園	4 回
私立幼稚園	2 園	2 回
合計	31 園	51 回

区立園では、希望制の実施へ変更したが、多くの園で利用が継続した。一方、協働実施というプログラムの性質上、新型コロナウイルス感染症の影響により利用を見送った園があった。令和3年2月に、私立保育園に対する事業周知の説明会を実施したことにより今後の利用拡大が見込まれる。

また、区内の公私立保育園・幼稚園の保育士・教員を対象とした研修はオンライン方式に切り替えて実施した。

(3) 子育て支援：児童館・保健サービスセンター等訪問 実施状況

① 実施園数とプログラム実施回数

	実施園数	プログラム 実施回数
児童館	6 館	12 回
子育て広場	1 か所	1 回
合計	7 か所	13 回

子育てひろば、保健サービスセンターでは、新型コロナウイルス感染症の影響によるプログラム休止や利用人数制限があったため、訪問を休止し、子育て講座のみ1回実施した。児童館では、年3回の予定を2回に縮小し、プログラム内容を工夫して実施した。

また、東京大学大学院発達保育実践政策学センター教授等の監修のもと、区立保育園・幼稚園との協働により、保護者に向けて乳幼児期の子どもの育ちや大人の関わり方のポイントなどを紹介する「子育て応援番組」を2年間で6本制作した。

(4) 構成員

① 会計年度任用職員（計4人）

心理 1人、作業療法士 1人、言語聴覚士 1人、福祉（保育士）1人
プログラムのコーディネータは、常勤職員（心理）が担当。

5 スクールカウンセラー（SC）の配置及び派遣

(1) 概要

区立小・中学校の児童・生徒とその保護者及び教員への心理面での支援、啓発活動を行う。区スクールカウンセラーは、全区立小・中学校に週2日、1名ずつ（ふれあい教室に週2日2名）配置及び派遣し相談活動を行っている。都スクールカウンセラーは、全区立小・中学校に年間38日（小学校2校は年間41日）、1名ずつ（小学校2校、中学校1校は週1日×2名）配置されている。各担当校において、①児童面接・保護者面接②児童観察③児童の話し相手④児童へのソーシャルスキルトレーニング⑤教職員との連携・コンサルテーション⑥校内委員会等会議への出席⑦関係機関との連携⑧研修講師（教職員・保護者向け）⑨心理教育（児童・生徒向け）⑩スクールカウンセラーだよりの発行⑪小学5年生と中学1年生への全員面接(学校により他学年も対象)などの活動を行う。

(2) 構成員

区スクールカウンセラー16人

都スクールカウンセラー33人

(3) 実績件数

対象 主訴	児童・生徒		保護者		教員		その他		合計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
不登校	1,043	1,267	976	569	1,745	1,853	45	35	3,809	3,724
いじめ	13	9	9	0	24	14	0	0	46	23
友人関係	622	80	93	8	547	96	3	2	1,265	186
問題行動等	130	24	62	9	374	89	6	0	572	122
情緒不安定	685	242	308	49	957	341	16	0	1,966	632
性格・行動	361	154	404	27	1,709	310	29	1	2,503	492
生活習慣	40	38	23	6	87	61	1	0	151	105
身体・健康	51	61	45	33	131	96	0	0	227	190
学習・進学	144	111	113	82	421	122	5	0	683	315
家庭・家族	208	116	80	46	481	183	16	1	785	346
虐待	19	0	1	0	45	0	9	0	74	0
対教師	72	24	35	4	88	12	0	0	195	40
部活動	0	19	0	0	0	33	0	0	0	52
自己理解	72	75	4	1	38	52	0	0	114	128
子育て	3	0	129	28	69	25	1	0	202	53
発達障害	366	216	425	90	1,142	400	26	5	1,959	711
カウンセリング	8	3	1	0	30	1	1	0	40	4
学外との連携	5	1	7	26	25	33	96	223	133	283
話し相手	905	268	2	2	84	23	1	0	992	293
貧困の問題	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
全員面接	1,996	811	8	3	355	253	4	5	2,363	1,072
その他	118	65	20	4	148	176	32	55	318	300
合計	6,861	3,584	2,745	987	8,502	4,173	291	327	18,399	9,071

(4) 実施状況

「不登校」を主訴とする相談件数が令和2年度についても増加する結果となった。次いで「性格・行動」「発達障害」の相談が多い傾向も例年通りである。4月から6月の休校期間があったが、休校明けからは、教員からの相談が多い傾向があった。昨年度までと比較すると、「いじめ」と「友人関係」の相談

件数が減っている。「生活習慣」の相談が増加したことも令和2年度の特徴であった。「全員面接」については、今年度は昨年度とほとんど変わらなかった。休校明けからの実施だったため、対象学年を増やすことは難しかったと思われる。

6 スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置及び派遣

(1) 概要

社会福祉士・精神保健福祉士等の専門性をもつスクールソーシャルワーカーを配置し、学校・家庭・関係機関等の連携・調整を行い、児童・生徒を取り巻く環境の改善を図る。間接的支援（①学校に対する支援体制づくり②専門的な助言③関係機関との連携の仲介等）と直接的支援（④児童生徒・保護者への面接⑤家庭訪問⑥関係機関につなぐ等）の双方を効果的に行う。

学校関係者との連携を強化し、早期に動けることを目的として、令和元年度より昭和小学校と茗台中学校に週1日の配置を試行している。令和2年度については、柳町小学校と本郷台中学校も同様の配置を始めた。

(2) 構成員

スクールソーシャルワーカー 6人

(3) 実績件数

1.継続・新規別 (件)

	小学校	中学校	計
継続ケース	24	34	58
新規ケース	18	12	30
合計	42	46	88

3.学校訪問回数 (回)

小学校	236
中学校	174
合計	410

2.主訴別(重複あり) (件)

	小学校	中学校	計
①不登校	21	36	57
②いじめ	0	0	0
③暴力行為	0	4	4
④児童虐待	2	4	6
⑤友人関係の問題	5	9	14
⑥非行・不良行為	1	4	5
⑦家庭環境の問題	28	41	69
⑧教職員等との関係の問題	1	4	5
⑨心身の健康・保健に関する問題	4	4	8
⑩発達障害等に関する問題	21	10	31
⑪貧困の問題	2	2	4
⑫その他	2	4	6

4.SSWが主としてとった対応(重複あり) (件)

	小学校	中学校	計
家庭訪問	15	23	38
学校訪問	14	26	40
保護者面接	25	23	48
児童・生徒面接	23	26	49
学校コンサルテーション	25	27	52
関係機関連携	21	18	39
登校支援(学校)	2	11	13
通室支援(ふれあい教室)	2	7	9
医療受診支援	0	0	0
(その他)	5	4	9

(4) 実施状況

令和元年度より始まったスクールソーシャルワーカーの配置校においては、教員からの相談が多く、間接的な支援を中心に学校と連携して活動することができた。アウトリーチがスクールソーシャルワーカーの支援の特徴であるが、コロナ禍の状況においては家庭訪問がしにくいことや、関係機関の閉鎖などが相談支援に影響した。

7 巡回相談員の派遣（特別支援教室の導入に伴う心理士等の巡回相談）

(1) 概要

発達障害等、特別な指導・支援を必要とする全ての児童・生徒について、学校の求めに応じて、児童・生徒が抱える学習上・生活上の困難を的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導・支援を学校が実施するための助言を行う。東京都の予算で心理士等が派遣され、各小・中学校 40 時間の派遣時間となる。

(2) 構成員

臨床発達心理士・特別支援教育士・学校心理士 15 人
(内 5 校兼務 1 人 4 校兼務 2 人 3 校兼務 1 人 2 校兼務 3 人 1 校担当 8 人)

(3) 実績時間数

派遣時間 小学校 (40 時間×20 校) -69 時間 (※) =731 時間

中学校 (40 時間×10 校) -66 時間 (※) =334 時間

*特別支援教室入室のための学校での発達検査実施件数 47 件

(※) 新型コロナウイルス感染症対応により派遣実施ができなかった時数。

(4) 実施状況

休校期間や緊急事態宣言中の対応が必要だったため、例年よりも時間数の確保が難しく、実施時間数が 40 時間に満たない小・中学校もあった。一方で、特別支援教室入室のための学校での発達検査実施件数は昨年度よりも増加している。学習上・生活上の困難に対して、的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導・支援を行う必要がある児童・生徒が多くいることが推察されるため、巡回相談員の役割は重要である。

8 療育指導派遣事業

(1) 概要

特別支援学級とことばときこえの教室または通常の学級に在籍する特別支援教育を必要とする児童・生徒に対して専門家を派遣し、療育が必要な児童・生徒への専門的な指導を行うための指導方法を教員に助言する。

(2) 構成員

言語聴覚士、作業療法士、音楽療法士、臨床発達心理士

(3) 実績件数

派遣回数 18 回 延べ派遣人数 18 人

月別活動時間数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
派遣時間数	0	0	3	4	0	3	14	16	14	12	13	27	106

(4) 実施状況

言語聴覚士、作業療法士、音楽療法士の活用があった。言語聴覚士については、通常学級での活用もあったが、令和 2 年度については、全体的に派遣回数、延べ派遣人数ともに減少した。休校期間や、学校に外部の人を呼ぶことへの躊躇が影響した可能性がある。また、臨床発達心理士の活用がなかったのは、巡回相談員の派遣があることが小・中学校ともに影響したと考えられる。

9 学校と家庭の連携推進事業

(1) 概要

区立小・中学校において、別室登校状態にある児童・生徒への学習援助等個別支援、学級復帰支援又は、家庭訪問による児童・生徒及びその保護者の話し相手、相談相手、登校支援などを行い、児童・生徒の登校復帰への支援を行う「家庭と子どもの支援員」を配置する。

(2) 構成員

家庭と子供の支援員 13人

(1校は通年で3名配置、ふれあい教室は引継ぎのため年度途中で2名配置)

活用学校数 小学校 5校
中学校 5校
ふれあい教室

(3) 実績件数

月別支援時間数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年度
支援時間数	2	0	205	266	71	275	301	204	332	277	336	367	2,636	2,265

対象児童・生徒数 小学校 26人
中学校 15人

(4) 実施状況

家庭訪問や別室対応を中心に各小・中学校の不登校児童・生徒への個別的な関りを継続して行うことができた。また、小学校に多いが、登校するが教室に入ることができない、授業を受けていても教室にいたることができず保健室に行くタイプの子どもにも対応し、不登校への予防的な関わりもしている。休校期間があったが、昨年度よりも活動時間数は増加している。

10 教育支援センター（ふれあい教室）

(1) 概要

おもに不登校状態にある区立小・中学校に在籍又は区内に住所を有する小学4年生～中学生を対象に、不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた居場所、学習支援、社会への適応機能の充実を図っている。

(2) 構成員

専門指導員（週4日） 5人
ふれあい心理カウンセラー（週4日） 3人
スクールカウンセラー（週2日） 2人
実習生（大学生・大学院生）（週1日）21人

(3) 実績件数

正式通室・体験見学等の人数

	正式通室			
	男	女	計	
小学校	4年生	0	1	1
	5年生	3	1	4
	6年生	2	3	5
	計	5	5	10
中学校	1年生	2	3	5
	2年生	2	3	5
	3年生	5	6	11
	計	9	12	21
合計	14	17	31	

	見学・体験通室等			
	男	女	計	
小学校	4年生	1	1	2
	5年生	0	5	5
	6年生	4	0	4
	計	5	6	11
中学校	1年生	4	3	7
	2年生	5	4	9
	3年生	4	6	10
	計	13	13	26
合計	18	19	37	

(4) 実施状況

ふれあい教室も4月5月は休室になり、主に昨年度通っていた児童・生徒への電話相談やオンラインでの対応を行った。最初は、休校や休室を歓迎していた子ども達もいたが、6月からの再開に伴い、登室を喜ぶ様子も見られ、指導員やカウンセラーも子ども達と対面し直に様子を見ることができ安心することができた。一方で、新規の見学者や体験者が年度前半は少なく、後半から増加する傾向が見られた。昨年度まで増加していた小学生の登室が少なかったことも特徴であった。コロナ禍が影響しているかどうかは、引き続き様子を見て分析する必要がある。

1.1 不登校対応チーム

(1) 概要

不登校状態にある児童・生徒に対する登校支援の強化と、不登校の予防及び早期対応をねらいとして、教育相談コーディネーター（統括指導主事、指導主事、教育センター常勤心理職等）、スクールソーシャルワーカー、ふれあい教室専門指導員で構成される不登校対応チームによる取組みを実施する。

(2) 連絡個票

年度ごとに、登校しぶりの段階からのすべての児童・生徒の不登校の状態を把握し、早期対応や登校支援等の適切な介入・支援を検討することを目的に、各小・中学校から不登校にかかわる「連絡個票」を集約している。また、1年間を通して、データをもとに文京区の不登校についての傾向を分析し、次年度への不登校対応の方策の手がかりとするために「文京区不登校対応に関する報告書」を作成している。

(3) 訪問

令和2年度については、1学期の訪問は行わなかった。2学期については、全小・中学校を訪問し、不登校児童・生徒が増加する時期のため、主に新しく不登校児童・生徒として報告されたケースを中心に、聞き取りと今後の手立てについての話し合いを行った。ふれあい教室につながる児童・生徒も増加する時期のため、通室の可能性のある児童・生徒についての情報も聞いている。

(4) 研修

教育相談コーディネーター、教育相談アドバイザー、スクールソーシャルワーカー等が協力し、小・中学校の教員を対象とした研修において講師を担当し、教員の不登校対応に必要な資質・能力の向上を目指した。

第3章 児童発達支援センター事業

1 概要

児童発達支援センターでは、身近な地域における通所支援機能である児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援などの地域支援に対応し、切れ目のないサービスの提供を行う。

(1) 児童発達支援センター事業

- ① 児童発達支援（そよかぜ）
- ② 放課後等デイサービス（ほっこり）
- ③ 障害児相談支援（障害児支援利用計画作成）

【児童発達支援センター事業概要】

	児童発達支援センター		
	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援
運営時間	[月～金曜] 午前9時30分～午後2時 [第2・4土曜] 午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後3時30分	[平日] 午後2時～午後6時 [土曜・学校長期休業日] 午後1時～午後5時	[月～金曜、第2・4土曜] 午前9時～午後5時
活動場所	1階児童発達支援指導室等	1階児童発達支援指導室等	1・2階相談室等
利用料	無(利用者負担分は国又は区負担)	有(利用料の1割)	無

2 児童発達支援（そよかぜ）

(1) 概要

児童福祉法により、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

サービス内容：生活指導、集団生活適応指導、機能訓練など

利用日		月曜日～金曜日、第2・4土曜日
利用時間	親子グループ	午前9時30分～午前11時30分
	単独グループ	午前9時30分～午後2時
	土曜日単独グループ	午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後3時30分
利用定員（1日あたり）		30人

(2) 利用状況

入退所状況

		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
年度当初在籍者数		78人	73人	74人	65人	54人
年度内	入所者数	4人	2人	4人	0人	5人
	延在籍者数	82人	75人	78人	65人	59人
	退所者数	4人	3人	6人	2人	3人
年度末在籍者数		78人	72人	72人	63人	56人

年齢別延在籍数（各年度4月1日現在の年齢）

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
0～1歳	0人	0人	0人	0人	0人
2歳	7人	7人	6人	10人	6人
3歳	33人	27人	32人	23人	20人
4歳	27人	30人	25人	23人	17人
5歳	15人	11人	11人	9人	16人

3 放課後等デイサービス（ほっこり）

(1) 概要

児童福祉法により、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある小学生を対象に、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図る集団療育を行う。

サービス内容：ソーシャルスキルトレーニングや感覚・運動遊び、コミュニケーションの練習など、クラスにあった活動を行う。（集団療育）

利用日		月曜日～土曜日
利用時間	平日	午後2時～午後6時
	土曜日 学校長期休み	午後1時～午後5時
利用定員（1日あたり）		15人

(2) 利用状況

入退所状況

		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
年度当初在籍者数		136人	124人	124人	120人	107人
年度内	入所者数	0人	0人	0人	0人	3人
	延在籍者数	136人	124人	124人	120人	110人
	退所者数	3人	3人	2人	3人	2人
年度末在籍者数		133人	121人	122人	117人	108人

学年別延在籍数（各年度4月1日現在の学年）

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
小学1年生	30人	15人	17人	23人	36人
2年生	17人	17人	25人	34人	38人
3年生	17人	24人	28人	39人	13人
4年生	23人	25人	35人	11人	11人
5年生	18人	33人	11人	9人	4人
6年生	31人	10人	8人	4人	8人

4 障害児相談支援

(1) 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法により、障害児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との連絡調整などを行うとともに、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援を利用する利用児の障害児支援利用計画等を作成する。

相談受付：月曜日～金曜日及び第2・第4土曜日（祝日及び年末年始を除く）

午前9時～午後5時

(2) 障害児支援利用計画等の作成状況

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
新規	271件	278件	250件	225件	276件
継続	233件	224件	240件	293件	173件
計	504件	502件	490件	518件	449件

※新規：計画作成件数 継続：モニタリング実施件数

第4章 教員研修・研究事業

1 概要

様々な教育課題を解決するために必要な区立幼稚園・小学校・中学校教職員の資質・能力の向上を図るため、教育アドバイザーの派遣及び集合研修を実施する。

2 教育アドバイザー事業

(1) 初任者等の授業観察及び指導・助言

- ① 趣 旨 初任者等が配置されている学校を訪問し、初任者等に対し、悩み、迷いなど内面に寄り添った相談を行うとともに、授業観察等を通して、教員としての質の向上・指導力向上への助言を行う。
- ② 訪問日数 初任者等一人に対して、事前の打ち合わせを含め年間8回程度、定期的に訪問する。
※4～5月の緊急事態宣言発出の影響により令和2年度は年間6回程度とした。
<延べ実施回数等（令和2年6月から令和3年3月）>

	対象教員数（人）	訪問日数（日）	延べ実施回数（回）
計	37	184	200

(2) 文京区立学校3年次授業研究

- ① 趣 旨 1年間のグループによる授業実践を通して、若手教員育成研修2年次研修を修了した教員の「授業力」の向上を図る。
- ② 内 容 教育委員会指定日での授業研究のほか、指定日で授業を行わない対象者の授業研究は、日程調整を行い、当該校での授業観察及び指導・助言を行う。
<教育委員会指定の授業研究日>

・aグループ

回	教科等	講 師
1	第3学年 道徳科	東京学芸大学附属竹早小学校 教諭 幸阪 創平
2	第5学年 社会科	東京学芸大学附属竹早小学校 教諭 上野 敬弘

・bグループ

回	教科等	講 師
1	情緒 自立活動	筑波大学附属大塚特別支援学校 教諭 森澤 亮介
2	知的 生活単元	筑波大学附属大塚特別支援学校 教諭 森澤 亮介

・cグループ

回	教科等	講 師
1	第6学年 国語科	東京学芸大学附属竹早小学校 教諭 曾根 朋之
2	中学2年 国語科	日本国語教育学会常任理事 泉 宜宏

3 教育課題研修

(1) 人権教育研修

- ① 趣 旨 人権感覚を磨くとともに、様々な人権課題についての理解と認識を深める。
- ② 対 象 幼稚園・小中学校教員（人権教育担当）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	9月15日(火)	講義 「インターネットによる人権侵害」 講師 WEB110 代表 吉川 誠司	36

(2) 教育相談研修

- ① 趣 旨 問題行動の把握・対応の仕方や解決手法等を習得し、教育相談に関する知見を深める。
② 対 象 小・中学校教員（転入者、新規等未受講者）※1年次課題別研修対象

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月2日(火)	講義 「不登校の理解と対応」 講師 創価大学教育学部 教授 高野 久美子	中止
2	9月17日(木)	講義・演習 「児童・生徒理解と教育相談」 ～エンカウンターの手法を用いて～ 講師 北区立堀船小学校 校長 平野 哲士	14
3	10月9日(金)	講義・演習 「児童・生徒理解と教育相談」 ～短縮事例法による問題解決手法を用いて～ 講師 白梅学園大学子ども学部 家族・地域支援学科 准教授 牧野 晶哲	34

(3) アンガーマネジメント研修

- ① 趣 旨 怒りを中心とした感情のコントロールの手法を学び、指導力向上を図る。
② 対 象 各幼稚園・小・中学校1名以上（未受講者）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	8月21日(金)	講義 「今日から始めるアンガーマネジメント」 講師 アンガーマネジメント協会 植草 寛子	中止

(4) 特別支援教育コーディネーター研修

- ① 趣 旨 校内の特別支援教育を組織的に推進するために必要な資質・能力の向上を図る。
② 対 象 各幼稚園、小・中学校 特別支援教育コーディネーター

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月9日(火)	講義 「特別支援教育における支援体制の作り方」 講師 文京区教育センター 専門指導員 田中 克昌	中止
2	7月3日(金)	講義 「発達障害を有する学校不応答の実態と教育支援」 講師 放送大学・日本大学文理学部 客員教授 高橋 智	中止
3	9月8日(火)	講義 「校内委員会の運営と活用」 講師 明星大学教育学部 教育学科 教授 森下 由規子	32
4	11月12日(木)	講義 「関係機関との連携」 講師 文京区教育センター スクールソーシャルワーカー 小林 久美子	37
5	2月9日(火)	講義 「効果的な支援につなげる幼児・児童・生徒への アセスメント」 講師 東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター 教授 橋本 創一	44

(5) 特別支援教育コーディネーター養成研修

- ① 趣 旨 特別支援教育コーディネーターの役割について理解を深めるとともに、コーディネーターを補佐する能力を高める。
② 対 象 小・中学校 特別支援教育コーディネーター指名予定者（未受講者）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	7月21日(火)	講義 「特別支援教育コーディネーターの役割」 講師 筑波大学附属大塚特別支援学校 教諭 森澤 亮介	中止

2	7月21日(火)	講義 講師 「関係機関との連携」 文京区教育センター 臨床心理士 スクールソーシャルワーカー	中止
---	----------	---	----

(6) 特別支援教育研修

① 趣 旨 幼児・児童・生徒一人一人の生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援について理解を深める。

② 対 象 各幼稚園・小・中学校教員未受講者（幼稚園教員は第1回のみ参加）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	5月14日(木)	講義 「文京区の特別支援教育」 講師 教育指導課 主任指導主事 山岸 健	中止
2	8月21日(金)	講義 「教室に見られる障害特性の実際と 具体的な支援の在り方」 講師 両国発達支援センターあんと センター長 松村 裕美	24
3	10月13日(火)	講義 「特別支援の視点を生かした環境づくりや配慮」 講師 埼玉県立大学 保健医療福祉学部 准教授 森 正樹	34

(7) 情報モラル教育研修

① 趣 旨 情報モラルに関する指導について理解を深める。

② 対 象 小・中学校教員（各校1名以上 未受講者優先）※一年次課題別研修対象

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	8月6日(木)	講義・演習 「情報リテラシー・情報モラル教育の実際」 講師 (株)JMC 教育情報化コーディネーター 飯島 康太郎	24

(8) プログラミング教材体験研修A・B・C

① 趣 旨 プログラミング教育で使用できる教材やソフトウェアを体験し、プログラミング教育に対する知見を深める。

② 対 象 小学校教員（各校1名以上・未受講者優先）中学校教員（希望者）※一年次課題別研修対象

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	8月18日(火)	講義・演習 プログラミング教材体験研修A「ビスケット」 講師 合同会社デジタルポケット チーフファシリテーター 渡辺 勇士	15
2	8月18日(火)	講義・演習 プログラミング教材体験研修B「アルゴロジック」 講師 電子情報技術産業協会 大山 裕	16
3	8月19日(水)	講義・演習 プログラミング教材体験研修C「スクラッチ」 講師 (株)JMC 笠原 久裕	16

(9) プログラミング教育研修

① 趣 旨 プログラミング教育について理解を深める。

② 対 象 小学校教員（各校1名以上）中学校教員（希望者）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月8日(月)	講義 「プログラミング的思考」についての理解 講師 東京大学大学院情報学環 副学環長・教授 越塚 登	中止
2	7月22日(水)	講義 「授業におけるプログラミング教育の実際」 講師 株式会社ベネッセコーポレーション	中止

(10) 理科実技研修

① 趣 旨 小学校理科で扱う実験・観察における具体的・効果的な指導技能を習得するとともに、各分野の連続性・関連性への理解を深める。

② 対 象 小学校教員（各校1名以上・未受講者優先）中学校教員（希望者）※一年次課題別研修対象

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	8月17日(月)	講義・演習 Aグループ 「エネルギー」分野① Bグループ 「粒子」分野① 講師 文京区教育センター 専門指導員	17
2		講義・演習 Aグループ 「エネルギー」分野②「地球」分野① Bグループ 「粒子」分野②「地球」分野② 「生命」分野 講師 文京区教育センター 専門指導員	16
3	8月18日(火)	講義・演習 Aグループ 「粒子」分野① Bグループ 「エネルギー」分野① 講師 文京区教育センター 専門指導員	12
4		講義・演習 Aグループ 「粒子」分野②「地球」分野② 「生命」分野 Bグループ 「エネルギー」分野②「地球」分野① 講師 文京区教育センター 専門指導員	11

(11) ゲートキーパー研修

① 趣 旨 「いのちの教育」を推進するために必要な、生命に関わる重大な事故の未然防止・相談支援につなぐことができる資質・能力を高める。

② 対 象 幼稚園、小・中学校教員（各校1名以上・未受講者優先）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	8月17日(月)	講義 「子どもの自殺の防止に向けて」 講師 都立精神保健福祉センター	中止

(12) 食育推進研修

① 趣 旨 食育の果たす役割や食育を推進するための考え方についての理解を深め、効果的に食育を推進することができる資質・能力を高める。

② 対 象 小・中学校教員（各校1名以上・食育担当）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	11月6日(金)	講義 「小・中学校における子どもの体と心をつくる食育の推進」 講師 順天堂大学医学部小児科 非常勤助教 本田 由佳	27

(13) キャリア教育研修

① 趣 旨 児童・生徒の社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力の育成につなげるためのキャリア教育について理解を深める。

② 対 象 小・中学校教員（各校1名以上・キャリア教育担当）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月25日(木)	講義 「キャリア・パスポートを要としたキャリア教育の推進」 講師 筑波大学人間系 教授 藤田 晃之	中止

(14) 道徳スキルアップ研修

- ① 趣 旨 新学習指導要領における「特別の教科 道徳」について理解を深め、授業力向上を図る。
② 対 象 小・中学校教員（道徳教育推進教師等）

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月11日(木)	講義 「小・中学校における道徳科の授業づくり」 講師 明星大学教育学部 教育学科 特任教授 小林 幹夫	中止
2	11月17日(火)	※第1回研修分を実施	30

(15) 幼児教育研修

- ① 趣 旨 幼児教育の現状と課題を把握し、教育活動の質的充実を図る。
② 対 象 幼稚園教員

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	6月17日(水)	講義 「子どもに起こりやすい事故や病気の手当てについて」 講師 日本赤十字社 東京都支部事業部指導員	中止
2	9月23日(水)	講義 「遊びの充実に向けた環境の構成・再構成について」 講師 玉川大学教育学部 乳幼児発達学科 教授 若月 芳浩	29

※第2回については、児童発達支援センター職員の出席分を含む。

※中止となった講座は新型コロナウイルス感染拡大防止による。

(16) 小学校・中学校教育研究会との共催研修

- ① 趣 旨 教育センターと区立小学校・中学校教育研究会各教科等研究部が連携し、授業の改善、教育方法の工夫等、日々の授業や教育に役立つ小学校・中学校教員のための実技研修会・教育方法研修会を実施する。
② 対 象 文京区小・中学校教育研究会各教科等研究部

回	実施日	研修内容・講師	参加者数
1	10月7日(水)	小学校教育研究会音楽部研修会 「合唱指導の工夫について」 講師 元練馬区立夏の雲小学校主任教諭 野村 絹代	23
2	1月20日(水)	中学校教育研究会養護研究部会研修会 「感染症対策について」 講師 神戸大学名誉教授 一般社団法人東京都学校薬剤師会 副会長 石川 哲也	10

第5章 教育資料室・教科書センター運営

1 概要

(1) 教育資料室

教育関係資料（文京区教育委員会及び文京区立幼稚園・小学校・中学校、各教育研究会が発行する学校教育関係資料等の刊行物、他の自治体の教育関係資料及び市販の教育関係図書）を文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領に基づき収集・整理・保管し、区内学校関係者等の利用に供する。

(2) 教科書センター

小・中学校、高等学校及び特別支援学校で使用する教科書を展示し、教職員やその他一般の人々の利用に供することにより、教科書の調査・研究の便を図るとともに、教科書や教科に対してより一層の理解の増進を図る。

なお、教科書センターは、例年6月に開催している「教科書法定展示会」の会場になっており、検定に合格し採択の対象となった教科書を見本として閲覧に供している。

2 実施状況

(1) 教育資料室

文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領に基づき、教育資料の蔵書収集・整備を行った。

① 教育資料の収集・整備

蔵書資料数（教科書・雑誌を除く）	10,477冊
令和2年度 新規寄贈資料	0冊
令和2年度 新規購入図書	71冊

(2) 教科書センター

① 常設展示

ア 開室日時

月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで

イ 利用者数

49人

② 特別展示会

小学校用及び中学校用教科書の採択替えの年度のみ行なっている東京都教育委員会独自の展示会。

ア 開催日時

6月1日（月）から6月11日（木）まで（日曜を除く10日間）
午前9時から午後5時まで

イ 利用者数

23人

③ 法定展示会

教科書発行に関する臨時措置法第5条に基づき、都道府県教育委員会が行う展示会。

ア 開催日時

6月12日（金）から6月27日（土）まで（日曜を除く14日間）
午前9時から午後5時まで

イ 利用者数

46人

第6章 特別支援連携協議会

1 概要

特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育の推進に向け、学校、福祉、保健、医療等の関係諸機関の連携による適切な教育的支援を行うため、平成23年度より「特別支援連携協議会」を設置した。

2 特別支援連携協議会及び部会等の活動

教育センターでは、子どもの教育相談と発達相談を一元化し、乳幼児期から学齢期までの切れ目のないサービス提供に向けた取り組み等に着眼して、議事を推進してきたが、令和元年度以降は、障害者地域自立支援協議会、地域福祉推進協議会等が開催されていることや、支援の継続についての連携・協力体制については各ケース会議で行われたため、代表者会議及び部会は開催していない。

また、文京区版発達支援ファイルである<マイ・ファイル「ふみの輪」>の活用促進は引き続き行っている。

3 専門家チームの派遣

専門家チームは、学校からの派遣要請により、対象児に対する専門的判断・教育的対応への専門的意見の提示・助言、学校等における支援会議等の運営支援、個別の教育支援計画や個別の同計画の作成支援など、教育現場に対する技術的支援を実施する。令和2年度は、その他のアウトリーチ事業と同様にコロナ禍の影響により活用が少なかった。

<実績>

派遣依頼 1件 派遣回数 1回 延べ派遣人数 1人

<専門家チーム構成員>

区分	所属	職名
教育推進部	教育センター	総合相談室相談員、専門療法士
	教育指導課	指導主事、特別支援教育担当主査
	通常学級（小学校・中学校）	教員
	巡回相談事業	巡回相談員
関係機関	都立王子特別支援学校	教員
	都立王子第二特別支援学校	教員
	都立北特別支援学校	教員
	筑波大学附属大塚特別支援学校	教員
	その他	医師

第7章 自然科学教育事業

1 概要

観察や実験、ものづくり等による自然事象の体験を通じた、児童の自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育むことを目的として、専門指導員の学校派遣や児童・生徒対象の科学講座を実施した。

2 専門指導員の学校派遣

(1) 出前授業

- ① ねらい 理科の授業支援や教員対象の理科実技研修への支援及び科学クラブへの指導を行う。
- ② 内容 理科の授業支援、教員対象理科実技研修の支援、実験器具の使い方の指導、単元で扱う実験の実技研修、科学クラブでの指導

回	実施日	学校名	内容	参加児童数	派遣指導員数
1	10月27日(火)	千駄木小学校	チリメンモンスターをさがそう	27	2
2	11月25日(水)	礪川小学校	チリメンモンスターをさがそう	21	2
3	1月19日(火)	千駄木小学校	ガラスビーズ顕微鏡	27	2
4	2月17日(水)	礪川小学校	燃焼実験	21	2
計				96	8

(2) 移動科学教室

- ① ねらい 区立小学校PTA行事として、科学的事象の体験を通して理科や科学のおもしろさを知る機会を提供する。
- ② 内容 3つのコーナー（「制作・探求コーナー」「科学ショー」「体験コーナー」）で構成する（所要時間60分～120分）

回	実施日	学校名	学年	参加児童数	参加保護者数
※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし。					
計				—	—

3 児童・生徒対象の科学講座

(1) やっていきましょう楽しい実験

- ① ねらい 基礎的な自然体験や実験を通して、自然科学に対する興味・関心や知的好奇心を育む。
- ② 対象 区内在住、在学の5歳以上の幼児、小学生（小学2年生以下は保護者同伴）

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	4月18日(土)	午前	○ミジンコの不思議を発見しよう	中止
		午後	○クルクルトンボをつくろう ○動くおもちゃをつくろう	
2	6月13日(土)	午前	○夏の星座を観察しよう	中止
		午後	○視覚の不思議 ○空気の不思議	
3	8月29日(土)	午前	○海ホテルの不思議	28
		午後	○風車をつくろう ○音の不思議	20

4	10月17日(土)	午前	○飛行機の科学 ○科学ショー	24
		午後	○おもしろ楽器をつくろう	21
5	12月12日(土)	午前	○冬の星座を観察しよう ○紙コップの中に虹色を見よう	28
		午後	○クリスマスツリーをつくろう	27
6	2月6日(土)	午前	○太陽系を探索する ○磁石の不思議	26
		午後	○キラキラシャボン玉をつくろう	27
計				201

※ 4月18日(土)、6月13日(土)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(2) 親子理科教室

- ① ねらい 親子でのものづくりを通して、自然科学の楽しさを体験し、自然科学への興味・関心を高める。
- ② 対象 区内在住、在学の小学1～3年生と保護者

回	実施日	時間	実施内容	参加者数
1	5月16日(土)	午前	万華鏡をつくろう	中止
		午後		
2	7月4日(土)	午前	染めの科学	8
		午後		9
3	9月19日(土)	午前	紙の科学	10
		午後		9
4	11月21日(土)	午後	天体観測をしよう	8
5	1月23日(土)	午前	やじろべえをつくろう	8
		午後		8
6	3月6日(土)	午前	日時計をつくろう	10
		午後		8
計				78

※ 5月16日(土)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(3) 科学教室

- ① ねらい 自然科学に関する発展的な観察や実験、ものづくり等を通して、科学的なものの見方や考え方、創造性を育む。
- ② 対象 区内在住、在学の小学3年生～中学生

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	5月9日(土)	午前	恐竜	中止
		午後		
2	5月23日(土)	午前	魚のからだのしくみ	中止
		午後		
3	7月11日(土)	午前	ちりめんモンスター／細胞の観察をしよう	8
		午後		10
4	7月23日(木)	午前	昆虫の野外教室@東京大学	中止

5	9月12日(土)	午前	燃焼の科学	8
		午後		9
6	10月4日(日)	午前	酸・アルカリと化学変化	9
7	10月31日(土)	午前	岩石標本をつくり利用しよう	14
		午後		14
8	11月7日(土)	午前	コマの科学	8
		午後		8
9	11月28日(土)	午前	超低温の世界(液体窒素)	13
		午後		13
10	1月16日(土)	午前	3D画像をつくろう	14
		午後		10
11	2月20日(土)	午前	宇宙探査／おもしろ科学実験	16
		午後		17
計				171

※ 5月9日(土)、5月23日(土)、7月23日(木)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(4) 子ども科学カレッジ

- ① ねらい 地域大学等と連携し、大学の最新の研究成果に触れるとともに、学術研究の素晴らしさを体験する。
- ② 対象 区内在住、在学の小学4年生～中学生

回	実施日	時間	内容・講師	参加者数
1	4月25日(土)	午後	太陽系の誕生と進化を探る「はやぶさ2」 ～リュウグウの石に聞いてみたいこと～ 講師：東京大学大学院(教授) 橋 省吾	中止
2	6月6日(土)	午後	「塗って」作る電子デバイス 講師：東京大学大学院(講師) 荒井 俊人	中止
3	6月20日(土)	午後	銀河の世界 講師：東京大学大学院(准教授) 嶋作 一大	中止
4	6月27日(土)	午後	印象派物理学 講師：お茶の水女子大学基幹研究院(教授) 奥村 剛	中止
5	7月18日(土)	午後	有機化学でつくる未来 (新素材の開発：フッ素を利用して) 講師：お茶の水女子大学基幹研究院(教授) 矢島 知子	11
6	7月25日(土)	午後	人と共生するロボット技術 講師：中央大学(准教授) 新妻 実保子	中止
7	10月4日(日)	午後	ウナギのふるさと熱帯の海 講師：東京大学大学院(助教) 黒木 真理	12
8	10月10日(土)	午後	カイコで光る糸をつくる ーみて、ふれて、きいて学ぶカイコのおもしろさー 講師：東京大学大学院(助教) 木内 隆史	12
9	10月24日(土)	午前	鳥と植物のびみょうな関係を調べよう 講師：東京大学大学院(助教) 藤田 剛	7

10	12月5日(土)	午後	メダカに学ぶ、色覚の進化と多様性 講師：日本女子大学(教授) 深町 昌司	14
11	12月13日(日)	午後	地球温暖化と土壌の関係 -土の成り立ちと役割- 講師：日本女子大学(講師) 上田 実希	14
12	12月19日(土)	午後	極限環境に生きる藻類 シアノバクテリアを顕微鏡で見よう 講師：中央大学(教授) 小池 裕幸	10
13	12月26日(土)	午後	タンパク質の変性を考えよう -卵を固まらなくする実験を通して- 講師：東京大学先端科学技術研究センター(准教授) 山口 哲志	15
14	1月30日(土)	午後	冷蔵庫の原理 -冷凍サイクルの制御- 講師：東京大学大学院(講師) 徐 偉倫	13
15	2月27日(土) ※11月から延期	午後	「塗って」作る電子デバイス 講師：東京大学大学院(講師) 荒井 俊人	12
計				120

※ 4月25日(土)、6月6日(土)、6月20日(土)、6月27日(土)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。7月25日(土)は講師と協議の上中止。

(5) 夏休み自由研究支援

- ① ねらい 専門指導員が、自然科学(理科)自由研究等への助言・支援を行う。
 - ② 対象 区内在住、在学の小・中学生
 - ③ 期間 8月3日(月)～8月7日(金) 午前9時～午後4時
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

第8章 情報科学教育事業

1 概要

コンピュータを活用した情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることを目的に、児童生徒対象の「子どもパソコン教室」「キッズ・プログラミング体験講座」「ジュニアプログラミング開発体験講座」を実施した。また、小学校新学習指導要領の全面実施に合わせ、区立小学校を対象としたプログラミング教育に係る授業支援を実施した。

2 子どもパソコン教室

① ねらい 児童及び生徒が様々なソフト等を活用してパソコンに慣れ親しみ、パソコン教育に理解を深め、健全な情報リテラシーを身に付ける。

② 対象 区内在住・在学の小学生及び中学生（小学2年生以下は保護者同伴）

回	実施日	時間	内容	参加者数
(1)	5月9日(土)	午前	ビスケット ～イラストを動かしてプログラミングの考え方を学ぼう～	延期
		午後		※10月31日 実施
2	5月23日(土)	午前	ビスケット ～イラストを動かしてプログラミングの考え方を学ぼう～	中止
		午後		
3	6月6日(土)	午前	アルゴリズム (1、2学年) ～アルゴリズムの基礎に触れてみよう～	中止
		午後		
4	6月13日(土)	午前	アルゴリズム (3学年以上) ～アルゴリズムの基礎に触れてみよう～	中止
		午後		
5	8月1日(土)	午前	ビスケット ～イラストを動かしてプログラミングの考え方を学ぼう～	8
		午後		10
(6)	8月27日(木) 29日(土)	午後	ロボットプログラミング ～組み立てたブロックをプログラミングで動かそう～	中止
6	8月29日(土) ※第6回の代替	午前	アルゴリズム (3学年以上) ～アルゴリズムの基礎に触れてみよう～	9
		午後		7
7	9月19日(土)	午前	アルゴリズム (3学年以上) ～アルゴリズムの基礎に触れてみよう～	8
		午後		6
1	10月31日(土) ※第1回の延期分	午前	ビスケット ～イラストを動かしてプログラミングの考え方を学ぼう～	7
		午後		8
8	11月7日(土)	午前	ロボットプログラミング ～車型ロボットを使って、コースをクリアできるプログラミングを考えよう～	8
		午後		9
9	12月5日(土)	午前	パソコンで年賀状をつくろう	9
		午後		8
10	12月19日(土)	午前	ロボットプログラミング ～車型ロボットを使って、コースをクリアできるプログラミングを考えよう～	9
		午後		9

11	1月23日(土) 30日(土)	午後	ロボットプログラミング ～組み立てたブロックをプログラミングで動かそう～	9
12	2月27日(土) 3月6日(土)	午後	ロボットプログラミング ～組み立てたブロックをプログラミングで動かそう～	6
計				130

※ 5月9日(土)、5月23日(土)、6月6日(土)、6月13日(土)、8月27日(木)、8月29日(土)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

3 プログラミング体験講座

ねらい 児童及び生徒が自身でアプリケーション等の制作を行い、プログラミングの基礎概念を学ぶ。

(1) キッズ・プログラミング体験講座

対 象 区内在住・在学の小学生4～6年生

回	実施日	時間	内容	参加者数
単 発	7月4日(土)	午前	Scratchを使ったオリジナルゲームの製作体験をする。	1
	7月11日(土)			4
	7月18日(土)			3
連 続	7月4日(土) 11日(土) 18日(土)	午後	Scratchを使ってビジュアルプログラミングの基礎を学び、オリジナルゲームを企画・制作する。	6
単 発	10月3日(土)	午前	Scratchを使ったオリジナルゲームの製作体験をする。	7
	10月10日(土)			5
	10月17日(土)			5
連 続	10月3日(土) 10日(土) 17日(土)	午後	Scratchを使ってビジュアルプログラミングの基礎を学び、オリジナルゲームを企画・制作する。	9
単 発	2月6日(土)	午前	Scratchを使ったオリジナルゲームの製作体験をする。	6
	2月13日(土)			6
	2月20日(土)			5
連 続	2月6日(土) 13日(土) 20日(土)	午後	Scratchを使ってビジュアルプログラミングの基礎を学び、オリジナルゲームを企画・制作する。	10
計				67

(2) ジュニアプログラミング開発体験講座

対 象 区内在住・在学の中学生

回	実施日	時間	内容	参加者数
1	7月5日(日)	全日	①iPhone アプリプログラミングコース ②Unity ゲームプログラミングコース ③WEB デザインコース ④映像制作コース 上記4つのコースの中から1つを選択し、作品制作を通してプログラミングの基礎を学ぶ。	6
2	9月13日(日)			10
3	10月25日(日)			15
計				31

4 小学校プログラミング授業支援

- ① ねらい ICT 専門指導員の派遣や教材の貸出等により、区立小学校におけるプログラミング教育の充実を支援する。(希望校)
- ② 内容 ・プログラミング教材を活用した授業の実施及び支援
・プログラミングロボットの貸出
- ③ 実績 (9校)

回	授業実施日	学校名	内容
1	10月21日(水)	駒本小学校	ロボットプログラミング
2	22日(木)		
3	28日(水)		
4	29日(木)		
5	11月9日(月)	根津小学校	ロボットプログラミング
6	13日(金)		
7	16日(月)		
8	20日(金)		
9	25日(水)	金富小学校	ロボットプログラミング
10	27日(金)		
11	30日(月)		
12	12月1日(火)	礪川小学校	スクラッチ
13	3日(木)		
14	3日(木)	金富小学校	ロボットプログラミング
15	8日(火)	礪川小学校	スクラッチ
16	8日(火)	大塚小学校	ロボットプログラミング
17	10日(木)		
18	15日(火)		
19	17日(木)		
20	1月19日(火)	指ヶ谷小学校	ロボットプログラミング
21	21日(木)		
22	25日(月)		
23	28日(木)		
24	2月5日(金)	明化小学校	ロボットプログラミング
25	8日(月)		
26	9日(火)		
27	16日(火)	本郷小学校	ロボットプログラミング
28	18日(木)		
29	19日(金)		
30	22日(月)		

31	3月2日(火)	柳町小学校	ロボットプログラミング
32	3日(水)		
33	4日(木)		
34	9日(火)		
35	11日(木)		
36	12日(金)		
37	15日(月)		

※全実施校第6学年を対象に実施

第9章 健康・体力推進事業

1 概要

お茶の水女子大学及び順天堂大学と連携し、学校・園、家庭との連携の充実を図り、幼児・児童等の健康増進及び体力向上を図る。また、都立駒込病院及び順天堂大学と連携し、小・中学生及び保護者等対象のがん教育を実施し、がんに対する理解促進を図る。

2 体力向上事業

(1) 大学連携による事業

① お茶の水女子大学との連携

＜内容＞・令和元年度までの5歳児を対象とした体力調査に基づく体力向上啓発動画（15本）の作成
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体力調査は実施せず、代替として動画を作成した。

② 順天堂大学との連携

＜内容＞・小学校における体力向上推進プランの作成・活用・改善

・東京都体力テスト結果分析・活用

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全都一斉調査の実施はなし。

・体力向上アドバイザーによる小学校への訪問指導（12回）

※新型コロナウイルス感染症への対応として、希望校への訪問指導の実施とした。

・体力向上事例報告会での情報共有（2月）

	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	2月19日(金)	コロナ禍における体力向上に向けた各校の取組 講師 順天堂大学スポーツ健康科学部 教授 青木 和浩	20
計			20

・体力向上イベントの開催

	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	11月7日(土)	楽しく遊んで 運動神経を伸ばそう 講師 順天堂大学スポーツ健康科学部 助教 高梨 雄太	9
2	11月14日(土)	いろいろな動きに挑戦して 運動能力を高めよう 講師 順天堂大学陸上競技部アシスタントコーチ 荒尾 将吾	14
計			23

(2) 体力アップトレーナーの配置（小学校）

＜内容＞・体育の授業補助や体育的行事等への支援（週1日）

3 健康増進事業

(1) 健康教室

「生活習慣の改善」をテーマにした講座の開催を通して保護者への意識啓発を図る。

回	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	1月23日(土)	コロナ禍における運動・スポーツの在り方 講師 順天堂大学スポーツ健康科学部 先任准教授 鈴木 宏哉	中止
2	2月13日(土)	コロナ禍だからこそ知っておきたい食のこと「今晚からできる、お家de食育」 講師 順天堂大学医学部 非常勤助教 本田 由佳	中止

3	2月20日(土)	コロナ禍の子どものストレスマネジメント 講師 順天堂大学スポーツ健康科学部 助教 川田 裕次郎	中止
計			

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令中に伴い中止

(2) がん教育の推進

がんと喫煙などとの関係や治療方法、健診の重要性に関する知識を身につけるとともに、健康問題や医療の現状、命の大切さなどを総合的に学習する機会の充実を図り、がんに関する知識の普及啓発を進め、児童・生徒の健やかな成長を促す。

①がんの専門医による出前授業

	実施日	実施校	対象	講師
1	9月5日(土)	根津小学校	6学年	順天堂大学医学部 名誉教授 客員教授 樋野 興夫
2	11月7日(土)	小日向台町小学校	6学年	がん・感染症センター都立駒込病院 腎泌尿器外科 伊藤 将也
3	11月14日(土)	本郷台中学校	2.3学年	がん・感染症センター都立駒込病院 肝胆膵外科 医長 脊山 泰治
4	12月10日(木)	指ヶ谷小学校	6学年	順天堂大学医学部 名誉教授 客員教授 樋野 興夫
5	12月12日(土)	茗台中学校	2.3学年	がん・感染症センター都立駒込病院 緩和ケア科 部長 田中 桂子
6	12月17日(木)	林町小学校	6学年	順天堂大学医学部 名誉教授 客員教授 樋野 興夫
7	1月15日(金)	駒本小学校	6学年	がん・感染症センター都立駒込病院 肝胆膵外科 根本 慧
8	1月23日(土)	礪川小学校	6学年	順天堂大学医学部 名誉教授 客員教授 樋野 興夫
9	1月23日(土)	大塚小学校	6学年	がん・感染症センター都立駒込病院 脳神経外科 大谷 亮平
10	1月23日(土)	昭和小学校	6学年	がん・感染症センター都立駒込病院 乳腺外科 医長 本田 弥生
11	1月25日(月)	千駄木小学校	6学年	がん・感染症センター都立駒込病院 臨床検査科 部長 出江 洋介
12	2月13日(土)	第八中学校	3学年	がん・感染症センター都立駒込病院 大腸外科 部長 山口 達郎
13	2月13日(土)	第三中学校	中止	順天堂大学医学部 名誉教授 客員教授 樋野 興夫
14	3月11日(木)	駕籠町小学校	6学年	がん・感染症センター都立駒込病院 院長 神澤 輝実

※ 2月13日(土)の第三中学校は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

②小学校がん教育教員対象講習会

	開催日	テーマ・講師	参加者数
1	8月24日(月)	小学校におけるがん教育について 講師 順天堂大学医学部 名誉教授 客員教授 樋野 興夫	中止
計			

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため中止

第10章 地域大学等連携事業

1 概要

区内大学等の高度な専門性や多様な人材を活用し、科学教育事業や教員研修・研究事業等の拡充を図るとともに、教員等を志望する学生のキャリアアップを支援する。

2 地域大学等連携事業

(1) スクール・モバイルミュージアム

① 趣旨 「最先端の学術研究の成果を子どもたちへ」をコンセプトとして、東京大学総合研究博物館の研究成果を教育センター大学連携事業室で展示するとともに、研究者による講座・トークイベント等を実施する。

② 連携先 東京大学総合研究博物館

期	開催期間	内容	入場者数
前期	令和2年 9月8日(火)～ 11月7日(土) 午前9時～ 午後5時 (日・祝を除く)	「生きている骨」 展示監督：東京大学総合研究博物館 教授 遠藤 秀紀 監督助手：武田 精一郎／谷尾 崇 ◇動物学者による講演会・イベント ・令和2年10月24日(土)午後2時～午後3時 「スクール・モバイルミュージアム『動物骨格の楽しみ方』」 東京大学総合研究博物館 教授 遠藤 秀紀	1,176
後期	令和3年 1月9日(土)～ 3月27日(土) 午前9時～ 午後5時 (日・祝を除く)	「美しい蛾の世界」 展示企画：東京大学総合研究博物館 助教 矢後 勝也 東京大学総合研究博物館 教授 遠藤 秀紀 ◇昆虫学者による講演会・イベント ・令和3年3月6日(土)午後2時～午後3時 「蛾と蝶のちがいは？」 東京大学総合研究博物館 助教 矢後 勝也 ・令和3年3月13日(土)午後2時～午後3時 「世界の美しい蛾とその魅力」 日本蛾類学会 会長 岸田 泰則	2,265

(2) インターメディアテク学校対象教育プログラム「アカデミック・アドベンチャー」

① 趣旨 文京区教育センターと連携している東京大学総合研究博物館による該当施設を活用しての教育活動を支援することを通して、子どもたちに多様で豊かな教育環境を提供する。なお、東京大学総合研究博物館までの児童交通費を助成している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

② 連携先 東京大学総合研究博物館

(3) 個別学習相談（認知カウンセリング）

① 趣旨 個別学習相談により、児童・生徒の授業の受け方や家庭での学習の仕方、勉強に対する考え方等を診断し、学習のつまづきが生じた原因そのものを明らかにすることで、児童・生徒が効果的な学習方法を自発的に使えるようにする。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン実施。

② 連携先 東京大学大学院教育学研究科 清河幸子研究室

(4) 探究力育成プロジェクト

- ① 趣 旨 「お茶の水教師の第三の学び研究会」との協定事業とし、研修や授業交流、自然科学事業等での国公を越境した学び合いを通して、探究学習におけるつまづき分析や指導法開発により資質・能力の向上を図る。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。
- ② 連携先 お茶の水女子大学「お茶の水教師の第三の学び研究会」

(5) 東京ドームシティ 宇宙ミュージアム TeNQ 入館料助成事業

- ① 趣 旨 文京区教育センターで実施している連携事業「東大総合研究博物館がやってきた」をプロデュースしている東京大学総合研究博物館教授宮本英昭氏が「宇宙ミュージアム『TeNQ (テンキュー)』」の学術監修を担当していることから、該当施設を活用しての教育活動を支援し、子どもたちに多様で豊かな教育環境を提供する。
- ② 連携先 東京ドームシティ 宇宙ミュージアム TeNQ

回	実施日	学校名	参加学年	参加児童数	参加教員数
1	9月29日(火)	礪川小学校	6学年	46	7
2	11月27日(金)	茗台中学校	3学年	67	7
3	3月9日(火)	第六中学校	3学年	101	9
4	3月15日(月)	第八中学校	3学年	38	5
5	3月15日(月)	文林中学校	3学年	11	3
6	3月22日(月)	第八中学校	2学年	38	5
計				301	36

(6) 科学教室「電子顕微鏡でミクロの世界を探検」

- ① 趣 旨 医学生物学電子顕微鏡技術学会と文京区との相互協力に関する協定に基づき、春・夏休みに年2回「特別体験科学教室」を医学生物学電子顕微鏡技術学会と連携して開催する。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。
- ② 連携先 医学生物学電子顕微鏡技術学会

(7) 科学教室「音の話とスピーカーづくり」

- ① 趣 旨 パイオニア株式会社と文京区との相互協力に関する協定に基づき、「夏休みものづくり教室」をパイオニア株式会社 法務・リスク管理部 CSR・環境推進室と連携して開催する。
- ② 連携先 パイオニア株式会社 法務・リスク管理部 CSR・環境推進室

実施日	時間	参加者数
8月4日(火)	午後	13
8月5日(水)	午後	10
計		23

第11章 小・中学校連合行事

1 概要

区立の小・中学校の児童・生徒を対象に、令和2年度小学校及び中学校連合行事を、教育委員会・校長会・教育研究会の主催により実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

行事は、良質な演劇や音楽の鑑賞教室、体力及び技能の向上を目的とした陸上記録会・音楽会・展覧会、そして平素の学習成果やクラブ活動の成果を発揮する総合体育大会・連合演奏会・その他発表会等である。

例年は、事業の運営は担当部会の教員があたり、庶務・経理は教育センターが担当する。

2 実施状況

(1) 小学校連合行事

事業名 (対象学年)	実施期間 場所	参加人数 ・点数	内容
音楽鑑賞教室 (5学年)	5月12日(火) シビックホール	中止	歌劇「カルメン」より前奏曲 他3曲 楽器紹介・全員合唱「ビリーブ」 (公)東京フィルハーモニー交響楽団
演劇鑑賞教室 (3学年又は4学年)	6月25日(木) シビックホール	中止	劇団ポプラ 「オズの魔法使い」
陸上記録会 (6学年)	10月22日(木) 六義公園運動場	中止	100m走・50m走・50mハードル走・ 走り高跳び・走り幅跳び・400mリレー
連合展覧会(区) (全学年)	1月22日(金)～ 1月26日(火) ギャラリーシビック・ アートサロン	中止	図工・書写の作品の発表・鑑賞
東京都公立学校 美術展覧会 (全学年選抜作品)	2月 東京都美術館	中止	図工科・国語科(書写)

*前年度実施の連合音楽会は、隔年行事のため令和2年度実施予定なし

(2) 中学校連合行事

事業名 (対象学年)	実施期間 場所	参加人数 ・点数	内容
吹奏楽講習会 (全学年)	5月10日(日) 第六中学校	中止	専門家による各楽器の講習
音楽鑑賞教室 (3学年)	5月11日(月) シビックホール	中止	歌劇「アイダ」より「凱進行進曲」他3曲 楽器紹介(アンサンブル) (公)東京フィルハーモニー交響楽団
都行事 吹奏楽コンクール (選抜)	7月30日(木)～ 8月9日(日) 府中の森芸術劇場 練馬文化センター	中止	課題曲・自由曲
総合体育大会 (1、2学年)	8月24日(月)～ 8月27日(木) 小石川運動場・ 総合体育館等	中止	バレーボール・バスケットボール・ ソフトテニス・バドミントン・ サッカー・卓球・剣道・野球・柔道
連合演奏会 (全学年)	8月25日(火) シビックホール	中止	自由曲・合同合唱
演劇鑑賞教室 (2学年)	10月6日(火) シビックホール	中止	劇団自由人会 「夢をかなえるゾウ」
都行事 アンサンブルコンテ スト(選抜)	1月23日(土)～ 1月24日(日) 府中の森芸術劇場	中止	自由曲
東京都公立学校 美術展覧会 (全学年選抜作品)	2月 東京都美術館	中止	美術科、国語科(書写)、技術・家庭科

文京区教育センター条例

平成二十六年十二月十一日
条例第三十一号

文京区教育センター条例（平成九年三月文京区条例第十三号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 教育の充実及び振興を図るため、文京区教育センター（以下「センター」という。）を東京都文京区湯島四丁目七番十号に設置する。

（事業）

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 教員の研修に関すること。
- 二 子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。
- 三 科学教育の振興に関すること。
- 四 教育に関する調査及び研究に関すること。
- 五 教育に関する資料の整備及び活用に関すること。
- 六 センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の使用に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めた事業

（職員）

第三条 センターに事務職員その他の必要な職員を置く。

（運営委員会）

第四条 センターの円滑な運営を図るため、文京区教育センター運営委員会を置く。

2 文京区教育センター運営委員会の運営等について必要な事項は、委員会規則で定める。

（休館日）

第五条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開館時間）

第六条 センターの開館時間は、午前八時三十分から午後六時三十分までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の承認）

第七条 施設等を使用しようとする者は、委員会規則で定めるところにより委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の使用の承認に際し、管理上必要な条件を付すことができる。

（使用の不承認）

第八条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の使用の承認をしない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 センターの管理上支障があると認めるとき。
- 三 営利を目的とすると認めるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適當であると認めるとき。

（使用料）

第九条 第七条第一項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第十条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第十一条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止等)

第十二条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第十三条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十四条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- 一 使用の目的又は条件に違反したとき。
- 二 この条例若しくはこれに基づく委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
- 三 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第十五条 使用者は、使用を終了したとき又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第十六条 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設等に損害を与えた場合は、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

- 2 委員会は、第十四条第四号に該当するときを除き、第八条に規定する施設等の使用の不承認又は第十四条に規定する施設等の使用の承認の取消し、使用の制限若しくは使用の停止によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(委任)

第十七条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の文京区教育センター条例別表に規定する施設等の使用に係る使用申込みその他の必要な準備については、この条例の施行の前日においても行うことができる。
(文京区暴力団排除条例の一部改正)
- 3 文京区暴力団排除条例（平成二十四年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

別表（第九条関係）

一 施設の使用料

施設名	使用料	
	午前	午後
研修室1	八〇〇円	一、一〇〇円
研修室2	一、九〇〇円	二、五〇〇円
研修室3	九〇〇円	一、二〇〇円

備考

- 1 施設を使用することができる日は、月曜日から金曜日までとする。
- 2 施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、同一施設について午前及び午後を継続して使用する場合は、午前九時から午後五時までとする。

午前 午前九時から午後零時まで

午後 午後一時から午後五時まで

二 附帯設備の使用料

種別	使用単位	使用料
液晶プロジェクター	一式一回	二〇〇円
音響セット	一式一回	五〇〇円

備考

- 1 附帯設備の使用単位の一回は、施設の使用単位に対応する時間とする。
- 2 附帯設備のみの使用は、認めない。

文京区教育センター条例施行規則

平成二十七年三月二十四日
文教委規則第十七号

文京区教育センター条例施行規則（平成九年三月文京区教育委員会規則第三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第二条 文京区教育センター（以下「教育センター」という。）の施設利用（条例第七条第一項の規定による施設使用を除く。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 文京区立幼稚園及び小・中学校に勤務する教員が、教育上の研究及び研修を目的として利用する場合
- 二 文京区立幼稚園児及び小・中学校児童・生徒に、教育上の目的をもって利用させる場合
- 三 その他文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合

（使用申請）

第三条 条例第七条第一項の規定により教育センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、文京区教育センター使用・減額・免除申請書（別記様式第一号。以下「使用申請書」という。）により委員会に申請しなければならない。

（申請の受付）

第四条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の一月前から使用日まで受け付ける。この場合において、使用日の一月前の日が条例第五条に定める休館日に当たるときは、その翌日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号に定める場合は申請を受け付けることができる。

- 一 区又は委員会が行政目的のために使用するとき。
- 二 前号のほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

（使用の承認等）

第五条 施設等の使用の承認は、申請の順序による。ただし、同時の申請があったときは、抽選等の方法による。

2 委員会は、前項の規定により使用の承認（次条第一項の規定による使用の変更の承認を含む。）をしたときは、文京区教育センター使用・減額・免除承認書（別記様式第二号。以下「承認書」という。）を交付する。

3 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を使用する際、承認書を係員に提示しなければならない。

（使用の変更等）

第六条 使用者は、使用目的、使用年月日、使用しようとする施設等、使用単位その他の使用の承認を受けた事項の変更（以下「使用の変更」という。）をし、又は施設等の使用の取消し（以下「使用の取消し」という。）をしようとするときは、文京区教育センター使用変更・還付申請書（別記様式第三号）又は文京区教育センター使用取消・還付申請書（別記様式第四号）に前条第二項の規定により交付を受けた承認書（使用の変更の承認を受けた使用の取消しをしようとするときは、当該変更に係る承認書）を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による使用の変更の申請は、一回に限り、変更前の使用日の三日前まで行うことができる。

3 第四条の規定は、使用の変更について準用する。

4 使用者は、使用の変更の承認を受けた後の使用料が既納の使用料より多いときは、その差額を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第七条 条例第十条の規定により、委員会が使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

- 一 官公署が行政目的のために使用するとき。 五割減額
- 二 区又は委員会が行政目的のために使用するとき。 免除

2 前項のほか、委員会が特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 前二項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ使用申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第八条 条例第十一条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合及び還付の額は、次に定めるとおりとする。

一 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。 全額

二 工事その他委員会の都合により施設等の使用ができなくなったとき。 全額

三 使用日の三日前までに使用の変更の申請があった場合において、使用の変更の承認後の使用料が既納の使用料より少なくなり、委員会が相当の理由があると認めたとき。 当該差額の五割相当額

四 使用日の三日前までに使用の取消しの申請があった場合において、委員会が相当の理由があると認めるとき。 五割相当額

五 前各号のほか、委員会が特に理由があると認めるとき。 全部又は一部の金額

2 前項第三号、第四号又は第五号の規定により還付を受けようとする者は、文京区教育センター使用変更・還付申請書又は文京区教育センター使用取消・還付申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用者の義務)

第九条 使用者は、施設等の使用に当たっては、係員の指示に従い、その使用を終了したときは、係員の点検を受けなければならない。

(委任)

第十条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の文京区教育センター条例施行規則第四条に規定する申請の受付その他の必要な準備については、この規則の施行の前においても行うことができる。

別記様式第1号(第3条・第7条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用・減額・免除申請書

文京区教育委員会 殿

以下のとおり申請します。

予約番号：

団体名		代表者名	
行事名			
使用目的 (具体的に)		使用予定人数	
使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 (曜日)	午前 午後		円

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ()

使用料①	円
減免額②	円
合計(①-②)	円

減額・免除の理由 文京区教育センター条例施行規則第7条第 項第 号により

備考

別記様式第2号(第5条・第6条・第7条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用・減額・免除承認書

文京区教育委員会 印

以下のとおり承認します。

予約番号：

団体名		代表者名	
行事名			
使用目的 (具体的に)		使用予定人数	
使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 (曜日)	午前 午後		円

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ()

使用料①	円
減免額②	円
合計(①-②)	円

減額・免除の理由 文京区教育センター条例施行規則第7条第 項第 号により

備考(変更・取消理由)

別記様式第3号(第6条・第8条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用変更・還付申請書

文京区教育委員会 殿

団体名 _____

代表者名 _____

以下のとおり使用の変更を申請します。

使用内容	変更前	行事名			
		使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
		年 月 日 (曜日)	午前 午後		円
	変更後	行事名			
		使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
		年 月 日 (曜日)	午前 午後		円
使用変更の理由					
文京区教育センター条例施行規則第6条第4項の規定により、差額 円を納付します。				使用料	円
				減免額	円
文京区教育センター条例施行規則第8条第1項第3号の規定により、差額の5割相当額 円の還付を申請します。				既納額	円
				差 額	円
備考					

別記様式第4号(第6条・第8条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用取消・還付申請書

文京区教育委員会 殿

団体名 _____

代表者名 _____

以下のとおり使用承認の取消しを申請します。

行事名			
使用日時		施設名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 (曜日)	午前 午後		円

取消理由	
------	--

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ()

納付額	円
還付金 文京区教育センター条例施行規則第8条第1項第 号により	円

備考

改正	昭和四六年十一月一五日文教委規則第六号	昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号
	昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号	昭和五六年四月一日文教委規則第七号
	昭和五八年三月二二日文教委規則第一〇号	昭和六一年三月三十一日文教委規則第六号
	平成元年三月二四日文教委規則第四号	平成九年三月二八日文教委規則第四号
	平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号	平成一九年三月八日文教委規則第四号
	平成二二年三月三十一日文教委規則第九号	平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号
	平成二七年三月二四日文教委規則第一八号	平成二九年三月二二日文教委規則第四号
	平成三十一年三月二六日文教委規則第六号	

(目的)

第一条 この規則は、文京区教育センター（以下「教育センター」という。）に関する事務を処理するため、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

(運営委員会)

第二条 文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号）第四条に基づく、教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、区立学校（園）長及び区立学校教諭、並びに教育局職員のなかから、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が命じ、又は委嘱する。

2 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 一 委員長及び副委員長は、運営委員会のなかから委員会が命ずる。
- 二 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統理する。
- 三 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

3 運営委員会に、理事を置くことができる。

(参与)

第三条 教育センターの事業を推進するため、参与を置くことができる。

(資料提出)

第四条 教育センターは、その業務上必要な事項について、区立学校、その他の教育機関に対し、調査統計等の資料又は報告書の提出を求めることができる。

(係の設置)

第五条 教育センターに次の係を置く。

- 一 学校支援係
- 二 児童発達支援係
- 三 総合相談係

(職員)

第六条 教育センターに次の職員を置く。

- 一 所長
- 二 係長
- 三 その他の職員

2 教育センターに課務担当主査、統括指導主事及び指導主事を置くことができる。

3 係及び教育センターに主査を置くことができる。

(資格及び任免)

第七条 所長は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の課長相当職とする。

2 係長、課務担当主査及び主査は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の係長相当職とする。

3 前二項及び第十二条第一項各号に掲げる職員以外の職員は、教育局職員のうちから委員会が命ずる。

(職責)

第八条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務を管理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長及び課務担当主査は、上司の命を受け、係の事務又は担任の事務を処理する。

3 主査は、上司の命を受け、係の事務又は課務担当主査の担任の事務のうち、特定の事務を処理する。

4 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する職務に従事する。

(所掌事務)

第九条 教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。

学校支援係

一 教育センター運営委員会に関すること。

二 公印の管守及び文書に関すること。

三 予算、決算及び経理に関すること。

四 教育センターの施設等の維持管理に関すること。

五 教科書センターに関すること。

六 教育資料に関すること。

七 調査研究に関すること。

八 教員の研修に関すること。

九 学校支援に関すること。

十 教育支援センターに関すること。

十一 科学教育に関すること。

十二 健康教育に関すること。

十三 地域大学等連携事業に関すること。

十四 庁中取締りに関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、教育センターに関すること。

児童発達支援係

一 児童発達支援センターに関すること。

総合相談係

一 子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。

二 児童発達支援センターに関すること。

(所長の決定対象事案)

第十条 所長が決定できる事案はおおむね次のとおりとする。

(一) 教育センターに勤務する職員の内国旅行、欠勤、休暇、超過勤務、宿日直及び休日勤務に関すること。

(二) 常例に属する公告、公表、認定、証明、報告、通達、申請、照会及び回答に関すること。

(三) 教育センター業務の適正な運営を図るため、必要な指導、助言又は援助に関すること。

(四) 教育センターに関係する相互間の常例的連絡調整に関すること。

(五) 区立学校その他の教育機関に対し、教育センター運営上必要とする調査統計資料及び報告書の提出請求に関すること。

(六) 教育センターの業務に関係する職員の報酬、給与、旅費、公務災害補償等の請求及び支給に関すること。

(七) 教育センターで扱う現金及び金券の出納管理に関すること。

(八) 常例の広報に関すること。

(九) 教育センターの維持管理及び保安に関すること。

(十) 前九号のほか、常例的事項に関すること。

(事案決定の臨時代行)

第十一条 所長が出張又は休暇、その他の事故により不在のときは、所長に代わつて係長がその事案を決定することができる。

2 前項により決定できる事案は、特に至急に処理しなければならないものに限る。

3 第一項及び第二項の規定により、決定を行なつた者は、その事案について、所長に報告しなければならない。

(研究員等)

第十二条 教育センターに第六条に掲げる職員のほか、次の職員を置くことができる。

- 一 研究員
- 二 専門指導員
- 三 講師
- 四 司書
- 五 相談員
- 六 医師
- 七 看護師

2 前項に掲げる職員は、教育委員会が命じ、又は委嘱し、その身分は非常勤職員とする。

(報告)

第十三条 所長は、教育センターの業務について、常例及び随時に上司に報告しなければならない。

(委任)

第十四条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。

(準用)

第十五条 この規則に定めのないことについては、教育局について定めるところによる。

2 前項の規定によれないと認める場合は、上司の承認を経るものとする。

付 則

この規則は、昭和四十一年十月十五日から施行する。

付 則 (昭和四六年十一月一五日文教委規則第六号)

この規則は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

付 則 (昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号)

この規則は、昭和五十五年四月二十五日から施行する。

付 則 (昭和五六年四月一日文教委規則第七号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

付 則 (昭和五八年三月二二日文教委規則第一〇号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

付 則 (昭和六一年三月三十一日文教委規則第六号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

付 則 (平成元年三月二四日文教委規則第四号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

付 則 (平成九年三月二八日文教委規則第四号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

付 則 (平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

付 則 (平成一九年三月八日文教委規則第四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則 (平成二二年三月三十一日文教委規則第九号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則 (平成二七年三月二四日文教委規則第一八号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成二九年三月二二日文教委規則第四号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則 (平成三十一年三月二六日文教委規則第六号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

文京区教育センター総合相談事業運営要綱

27 文教教セ第 10 号 平成 27 年 4 月 1 日教育長決定

29 文教教セ第 2683 号 平成 30 年 3 月 30 日改正

30 文教教セ第 2694 号 平成 31 年 3 月 25 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文京区教育センター条例（平成 26 年 12 月文京区条例第 31 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく総合相談事業（以下「事業」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 乳幼児及び児童・生徒（以下「児童等」という。）に関する、いじめ、不登校、集団不適応、非行、家庭内暴力、児童虐待（ネグレクトを含む。）、発達障害他の心身の障害等の教育・生活に係る悩みや問題の予防・発見・解消及び発達促進に向けて、学校・園、保護者及び児童等への支援を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 事業において行う業務は、以下の通りとする。

- (1) 総合相談室の運営
- (2) スクールカウンセラーの配置
- (3) 「ふれあい教室」（教育支援センター）の運営
- (4) スクールソーシャルワーカーの配置
- (5) 発達支援巡回相談
- (6) スターティング・ストロング・プロジェクト
- (7) 特別支援教室心理士等巡回相談
- (8) 療育指導派遣事業
- (9) 学校と家庭の連携推進事業

2 前項(2)～(4)及び(7)～(9)の学校支援に係る事業を効果的に実施するために、教育指導課指導主事と連携し、かつ、各業務のコーディネーターや相談窓口として事業を調整する統括指導主事及び常勤心理職を「教育相談コーディネーター」として位置づける。

(総合相談室)

第 4 条 子どもの発達及び教育に係る悩みを持つ、区の区域内に在住又は在学の乳幼児及び児童等とその保護者及び教職員に対して、相談活動及び心理的援助・発達支援を行うため、総合相談室を開設する。

2 総合相談室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 面接相談に関すること。
- (2) 電話相談に関すること。
- (3) 機能訓練及びグループ指導等に関すること。
- (4) 子どもの発達及び教育の相談に係る啓発及び普及に関すること。

(スクールカウンセラー)

第 5 条 区立小学校及び区立中学校において、児童等、その保護者及び教員への心理的援助、相談活動等を行うため、区立小学校、区立中学校及びふれあい教室にスクールカウンセラーを配置する。

2 スクールカウンセラーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童等及びその保護者の相談に関すること。
- (2) 教員に対するコンサルテーションに関すること。
- (3) 相談活動及び心理教育の啓発活動に関すること。

3 都におけるスクールカウンセラーの勤務等については、東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱（平成 13 年 3 月 12 教指企第 623 号）に定めるとおりとする。

(「ふれあい教室」（教育支援センター）)

第 6 条 心理的理由等により長期にわたり不登校となっている児童等を対象に、通常の学校とは異なる環境における学習活動及び集団適応活動を行うことにより、当該児童等の自立の促進及び学校生活への復帰を支援する場として、特設の教室「ふれあい教室」を設置する。

2 ふれあい教室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不登校等学校不適応の児童等の支援に関すること。
- (2) 入室手続に関すること。
- (3) 児童等の個別指導計画の作成に関すること。
- (4) 学校、保護者及び関係機関との連携に関すること。

(スクールソーシャルワーカー)

第7条 学校・家庭・関係機関等の連携・調整及び児童等を取り巻く環境の改善を図るコーディネーターとしてスクールソーシャルワーカーを置く。

2 スクールソーシャルワーカーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問題を抱える児童等が置かれた環境の改善に関すること。
- (2) 関係機関等の連携・調整・情報交換等、ネットワークの活用に関すること。
- (3) 児童等・保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供に関すること。

(発達支援巡回相談)

第8条 保育園・幼稚園・育成室（以下「保育園等」という。）の職員に対し、児童等の保育に係る相談・助言及び情報提供を行うことにより、児童等の障害の早期発見及び早期療育の充実を図ることを目的として、発達支援巡回相談員を派遣する。

2 発達支援巡回相談員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育園等の職員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 発達障害等の支援に係る啓発に関すること。

(スターティング・ストロング・プロジェクト)

第9条 区内のすべての子どもの健やかな育ちを支えるため、より質の高い育児環境を整えることを目的に、医師・心理士・言語聴覚士・作業療法士・福祉の職にある者で構成される専門家チームが保育園・幼稚園・児童館・子育てひろば等を訪問し、専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝える。

2 専門家チームの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区内のすべての子どもの専門的発達支援に関すること。
- (2) 保育園・幼稚園・児童館・子育てひろばの職員に対する専門的スキルの伝達に関すること。
- (3) 保護者に対する専門的観点からの育児方法の伝達に関すること。
- (4) 専門的観点からの育児や発達支援に係る啓発に関すること。

(特別支援教室心理士等巡回相談)

第10条 発達障害等特別な指導・支援を必要とする全ての児童等について、学校の求めに応じて、児童等が抱える学習面・生活面の困難を的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導・支援を学校が実施するための助言を行うことを目的として、臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士、公認心理師の巡回相談を行う。

2 巡回相談員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 児童等の個別指導計画、校内委員会における検討資料の作成支援に関すること。
- (3) 特別支援教育に係る啓発に関すること。

3 都における巡回相談の勤務等については、特別支援教室の導入に伴う心理士等の巡回相談について～事業の概要～に定めるとおりとする。

(療育指導派遣事業)

第11条 特別支援学級並びに通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童等に対する指導内容及び方法に関し、教員に対する指導又は助言を行うために、言語聴覚士、音楽療法士、作業療法士、理学療法士、臨床発達心理士等（以下「言語聴覚士等」という。）を派遣する。

2 派遣する言語聴覚士等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 児童等の個別指導計画の作成支援および校内委員会での助言に関すること。
- (3) 言語聴覚士等による児童等への具体的な支援方法の実践に関すること。
- (4) 特別支援教育に係る啓発に関すること。

(学校と家庭の連携推進事業)

第12条 いじめ、不登校、児童虐待等生活指導上の課題に、学校及び家庭と連携して取り組み、その解決を図ることを目的として、「家庭と子供の支援員」（以下「支援員」という。）を配置する。

2 支援員は、不登校等の生活指導上の課題をもつ児童等への個別支援を行うとともに、校内連携に関することを職務とする。

（専門職員等）

第13条 事業の実施に当たり、臨床心理士・臨床発達心理士またはそれに相当する心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教諭、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、医師等の専門職員を置く。

2 ふれあい教室に、東京都公立学校非常勤教員相当の者を専門指導員として任用する。

3 支援員は、教育相談に理解があり支援員になることを希望する者のうちから教育相談コーディネーター（統括指導主事・常勤心理職）が選考し、委嘱する。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、教育推進部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

文京区スクールソーシャルワーカー運営要領

22 文教セ第 227 号平成 22 年 9 月 30 日教育推進部長決定

29 文教教セ第 2540 号平成 30 年 3 月 30 日教育推進部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター総合相談事業運営要綱第 8 条に規定するスクールソーシャルワーカーの業務について、その細則を定めるものである。

(職制)

第 2 条 スクールソーシャルワーカーは、文京区教育センター所長が指揮監督する。

2 教育相談コーディネーター(統括指導主事・常勤心理職)は、スクールソーシャルワーカーの業務を統括する。

(職務)

第 3 条 スクールソーシャルワーカーは、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）に在籍する児童・生徒（以下「児童等」という。）について、児童等とこれを取り巻く環境との接点を調整することにより、児童等を取り巻く環境の改善を図るとともに、学校等、保護者及びその他関係者が自ら対処する能力を高めることができるよう支援する。

2 スクールソーシャルワーカーは、前項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 児童等、保護者及び教職員等に対する相談、支援、情報提供を行うこと
- (2) 学校等における教育環境の整備及び支援体制の構築について、教育現場を支援すること
- (3) 教職員等に対する研修を行うこと
- (4) 関係機関とネットワークを構築し、あるいは連携し、又は調整を行うことにより、総合的、多面的な対応ができる体制を構築すること

(情報の収集)

第 4 条 スクールソーシャルワーカーは、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等、その他の関係機関及び関係者から資料の提供を受け、若しくは報告又は意見を求めることができる。

2 スクールソーシャルワーカーは、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等と連携して、保護者から情報を収集することができる。

(秘密の保持)

第 5 条 スクールソーシャルワーカーは、職務上知りえた秘密又は個人情報を他人又は他の機関に提供してはならない。その職務を退いた後も同様とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令等に基づいて提供する場合
- (2) 文京区要保護児童対策地域協議会において調整を図り、関係者あるいは関係機関が連携する場合
- (3) 前 2 号の他、スクールソーシャルワーカーがその職務を遂行するため必要がある場合であって、情報共有及び守秘義務に関する協定の締結等、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策が確保されている場合。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育センター所長が定める。

学校と家庭の連携推進事業実施要領

22 文教教セ第 430 号平成 22 年 3 月 31 日教育推進部長決定
23 文教教セ第 390 号平成 23 年 3 月 31 日教育推進部長決定
29 文教教セ第 2539 号平成 30 年 3 月 30 日教育推進部長決定
2020 文教教セ第 2084 号令和 3 年 3 月 30 日教育推進部長決定

(目的)

- 1 いじめ、不登校、児童虐待等生活指導上の課題に、学校及び家庭と連携して取り組み、その解決を図ることを目的として、「家庭と子供の支援員」（以下「支援員」という）を配置する。

(活動内容)

- 2 支援員は、学校に配置し、以下の活動を行うものとする。
 - (1) 登校時の家庭訪問による児童・生徒の出迎え及び保護者の相談に対する助言
 - (2) 登校後の児童・生徒への保健室・相談室での個別指導・相談
 - (3) 保健室・相談室登校から教室登校へのサポート
 - (4) 児童・生徒の不登校・人間関係に起因する問題行動・虐待等の改善や未然防止に向けた学校と保護者との連絡及び保護者の子育てに関する相談

(配置)

- 3 支援員の配置は、次のように行う。
 - (1) 教育相談コーディネーター(統括指導主事・常勤心理職)が、その他の者から 適任者を選定し、面接を通じて決定する。
 - (2) 支援員の配置は、原則として 1 日 4 時間、週 3 回、26 週分とし、当該校との打ち合わせを経て開始する。
 - (3) 謝礼は、交通実費相当額を含めて、1 時間当たり 1,100 円とする。
 - (4) 謝礼の支払いは、学校長から提出された勤務実績報告書(別紙様式)に基づき、一月分を翌月に振り込むものとする。

(庶務)

- 4 本事業の庶務は、文京区教育センターにおいて処理する。

付 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

文京区教育支援センター運営要領

- 23 文教教セ第 371 号平成 24 年 3 月 30 日教育推進部長決定
- 24 文教教セ第 374 号平成 25 年 3 月 29 日教育推進部長決定
- 27 文教教セ第 1987 号平成 27 年 10 月 1 日教育推進部長決定
- 28 文教教セ第 1227 号平成 28 年 10 月 1 日教育推進部長決定
- 29 文教教セ第 2684 号平成 30 年 3 月 30 日教育推進部長決定
- 30 文教教セ第 2762 号平成 31 年 3 月 22 日教育推進部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター総合相談事業運営要綱（27 文教教セ第 10 号 平成 27 年 4 月 1 日教育長決定）第 6 条の規定により設置するふれあい教室（教育支援センター）（以下「教室」という。）の運営について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 教室は、心理的要因等により不登校状態となりあるいはその恐れのある児童・生徒について、情緒の安定、集団生活への適応、基本的生活習慣の改善、基礎学力の補充等のための相談・支援（学習支援を含む。以下同じ。）を行うことにより、児童・生徒の学校復帰を支援するとともに、社会的自立を促すことを目的とする。

2 教室は、前項の児童・生徒を支援するため、総合相談事業内の不登校対応チームその他関係機関と連携し、学校、家庭等に対する助言、援助を行う。

(対象者)

第 3 条 教育センター所長は、次の者を入室させることができる。

- (1) 文京区立小・中学校に在籍又は区内に住所を有する、小学校 4 年生から中学生までの児童・生徒であって、長期に学校を欠席している者その他本人及び保護者が希望するとき
- (2) その他、教育センター所長が特に認める者

(入室)

第 4 条 入室を希望する児童・生徒の保護者は、別記様式第 1 号により教育センター所長に入室の申し込みをしなければならない。

2 教室は、入室を希望する児童・生徒に対し、前項の申し込みに先立ち体験を伴う見学をさせることができる。

3 教室は、児童・生徒の入室に際して、本人及び保護者の意向を確認するほか、在籍校及び総合相談事業内の各事業と緊密に連携し児童・生徒の実情等の的確な見極め（アセスメント）に努めるものとする。

4 小学校に在籍する児童の通室は、安全管理上、保護者の送迎による。ただし、保護者による送迎が困難な事由がある場合に限り、別記様式第 2 号により教育センター所長に送迎の代替について申し出ることができる。

(出席の取扱い)

第 5 条 教室への出席については、在籍校の校長は指導要録上の出席扱いとすることができる。

(通室の継続)

第 6 条 教室への通室は、年度単位とする。

2 通室の継続を希望する児童・生徒及び保護者は、在籍校と協議の上、各年度の当初に別記様式 1 を改めて提出することにより教育センター所長に申し出るものとする。

(退室)

第 7 条 退室を希望する児童・生徒の保護者は、別記様式第 3 号により教育センター所長に退室を届け出るものとする。

2 教室が退室の届出を受け、又は退室を確認したときは、速やかに別記様式第 4 号により在籍校に通知する。

(教育相談コーディネーターの役割)

第 8 条 教育相談コーディネーター（統括指導主事及び常勤心理職）は、入室手続きを統括する。

2 教育相談コーディネーターは、対象となる児童・生徒の状態や環境を見極めるとともに、入室の前後を通して相談・支援が適切かつ円滑に実施されるよう指導員等に対する指導・助言を行う。

(教育支援シートの作成)

第9条 対象となる児童・生徒への組織的・計画的な支援を実施するため、別記様式第5号により教育支援シートを作成する。

2 作成の際は、在籍校及び総合相談事業内の各事業と緊密に連携して情報収集とコンサルテーションを行うとともに、その進捗状況に応じて内容の定期的な見直しを行う。

(指導方針等)

第10条 教室への受け入れ及び相談・支援は、人命や人格を尊重するとともに共感的な理解に立ち、児童・生徒の自立を支援する立場から実施するものとする。

2 児童・生徒が自らの学習課題を自主的に学習することを基本としながら、教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、児童・生徒の教育支援シートを基に実施する。

3 自立心の醸成、社会性・協調性の伸長など全人的な成長を図ることをねらいとして、児童・生徒の教育支援シートを基に個別指導あるいは集団指導により、学習活動、課外活動、体験活動、交流活動及びSSTなどの心理的支援を行う。

(指導体制)

第11条 教室には、指導員及びカウンセラー（以下「指導員等」という。）を置くとともに、相談・支援の必要性に応じて実習生及びボランティアを配置する。

2 指導員は、支援に必要な知識、経験又は技能を有し、かつ教室の役割を理解しその職務を行うことについて熱意と識見を有する者をもって充てる。

3 カウンセラーは、児童・生徒との交流、面接、心理教育等により、情報収集、行動観察、心理アセスメント及び児童・生徒の状態の改善を行うとともに教育支援シートを作成する専門職員とする。

(研修等)

第12条 指導員等は、その職務を遂行するために必要な知識、技能の習得及び向上のため、自己啓発に努めるとともに研修等を活用し職務能力の向上に努めなければならない。

2 区内大学教授等による指導員等へのスーパーヴァイズを定期的実施する。

(施設・設備)

第13条 教室は、相談・支援を適切に行うため保健衛生上、安全上及び管理上必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

2 教室は、集団活動、個別指導、面接相談等のための施設及び職員室を備えるほか、スポーツ活動、体験活動等の実施について配慮するものとする。

3 教室は、教科用図書及び児童・生徒用図書その他情報教育用機器等を整備するなど、児童・生徒の教育的環境の整備に配慮するものとする。

(学校等との連携)

第14条 指導員等は、児童・生徒の支援を行うにあたり、教育支援シートを基に在籍校及び総合相談事業内の各事業との迅速かつ的確な支援体制を構築するものとする。

2 児童・生徒への支援は、入室相談時から入室後及び学校復帰後を通して、本人の状況に応じて継続して行うこととする。

3 指導員等は、児童・生徒の不登校を解消しあるいは予防するため、小・中学校に対する専門的な指導、助言及び啓発を行う。

(他機関等との連携)

第15条 教室は、児童相談所、NPO法人及び医療関係者等と連携・協力し、適切かつ効果的な相談及び支援を図るものとする。

2 教室は、教育センターの他の事業や教育関係機関等との連携により学習活動、課外活動などの充実を図るものとする。

(保護者への支援)

第16条 教室は、区内大学教授等によるスーパーヴァイザーを交えて保護者と懇談する機会等を定期的に設定し、保護者への専門的・継続的な支援を行う。

(守秘義務)

第17条 指導員等は、教室運営及び相談・支援に関して知ることができた個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。ただし、通室状況及び学習成果については在籍校長に通知することができる。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育センター所長が定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

文京区児童発達支援センターが提供する支援に関する要綱

26 文福セ第1627号平成27年3月10日区長決定
30 文教教セ第471号平成30年4月1日教育推進部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区教育センター条例（平成26年12月文京区条例第31号）に規定する文京区教育センター内で行う児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく児童発達支援センター事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本要綱に基づき文京区教育センター内において実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業
- (2) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス事業
- (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する特定相談支援事業
- (5) 障害児の相談及び福祉の増進に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた支援

(委任)

第3条 この要綱の実施について必要な事項は、教育推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

文京区児童発達支援センターにおける児童発達支援事業運営要綱

26 文福セ第1635号平成27年3月31日区長決定
 28 文教教セ第2534号平成29年3月15日改正
 29 文教教セ第2580号平成30年3月15日改正
 2019 文福障第1448号令和元年9月30日区長決定
 2019 文教教セ第2769号令和2年3月30日部長決定
 2020 文教教セ第1862号令和3年3月31日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、文京区が指定を受けて実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、障害児等に対する適正な支援を行うことを目的とする。

(基本理念)

第2条 児童発達支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事項を基本として、事業の運営を行う。

- (1) 健康・安全に過ごす
- (2) 心と身体の土台をつくる
- (3) 安心して楽しく過ごす場所
- (4) 社会の中で生きる力を育む

(運営の方針)

第3条 センターは、事業の運営に当たって、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 事業を利用する障害児等（以下「利用児」という。）が日常生活における基本的な動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、当該利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うこと。
- (2) 利用児の個々の発達に即した適切な指導及び助言を行うことにより、利用児の心身の発達並びに利用児の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るような支援を行うこと。
- (3) 懇切かつ丁寧に事業を行うこととし、利用児又はその支援を行う者に対し、支援の方法等について理解しやすいように説明を行うこと。
- (4) 指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもって支援を行うこと。
- (5) 常に利用児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて当該利用児の心身の特性に応じた支援を行うことができる体制を整えること。
- (6) 関係機関（医療機関、保健所、幼稚園、保育園、教育センター、子ども家庭支援センター、居宅介護事業者等をいう。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めること。
- (7) 利用児及びその保護者の意見を尊重し、十分な話し合いを行い、支援を行うこと。

(事業所の名称等)

第4条 事業を運営する事業所の次の各号に掲げる名称及び所在地は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 文京区児童発達支援センター
- (2) 所在地 東京都文京区湯島四丁目7番10号

(職員の職種及び職務内容)

第5条 事業の運営に当たってセンターに置く職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	職務内容	備考
管理者	センターの職員及び業務の一元的な管理	常勤の職員とし、他の教育センター内事業等の管理者と兼務する。
児童発達支援管理責任者	個別支援計画（以下「計画」という。）の作成及び評価、利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービス内容の管理等	常勤の職員とする。

医師	利用児の障害状況の把握、指導方針への助言及び保護者からの医療相談	囑託医とする。
看護職員	利用児の医療面でのチェック及び疾病の早期発見、異常の際の家族又は主治医への報告並びに予防面での対応	
保育士	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常生活指導等総合的な支援	
児童指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常生活指導等総合的な支援	
指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常生活指導等総合的な支援	
機能訓練指導職員	専門的な知識及び技術による、利用児の障害に即した機能訓練及び発達促進	
心理職員	利用児及びその家族からの相談、利用児の発達の評価、指導方針又は計画への助言並びに関係機関との連携及び調整	

(運営日、運営時間及びサービス提供時間)

第6条 次の各号に掲げる運営日、運営時間及びサービス提供時間は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 運営日 平日並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日（文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。）
- (2) 運営時間 次に掲げるとおりとする。
 - ア 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日並びに第2金曜日及び第4金曜日
午前9時から午後6時まで
 - イ 第1金曜日、第3金曜日、土曜日及び長期休業期間
午前9時から午後5時まで
- (3) サービス提供時間 次に掲げるとおりとする。
 - ア 平日 午前9時30分から午後2時まで
 - イ 土曜日 午前9時30分から午前11時30分まで
午後1時30分から午後3時30分まで

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画の作成
- (2) 生活指導（日常生活に必要な基本的な動作の習得のための指導）
- (3) 集団生活適応指導（集団生活に適応するための指導）
- (4) 機能訓練（運動能力、日常生活動作、言語、コミュニケーション等能力向上のための指導及び訓練）

(事業の対象者)

第8条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者
- (2) 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けた者
- (3) 小学校の始期に達するまでの者

- 2 前項に規定する対象者のうち幼稚園又は保育園に通園する者については、次条第1号、第3号及び第4号に掲げる利用区分に限り、事業を利用することができる。
- 3 前2項に規定する者であって、センター以外の療育機関を利用するものがセンターを利用できる日は、当該療育機関を利用できる日以外の日に限る。

(利用定員及び利用区分)

第9条 事業の一日の利用定員は30人以内とし、利用区分は次のとおりとする。

- (1) 乳児単独通園 (週1日から3日まで)
- (2) 単独通園 (週3日から5日まで)
- (3) 単独通園 (週1日又は2日)
- (4) 単独通園 (月2日)

(送迎)

第10条 センターは、事業の運営に当たり、センターと前条第1号、第2号及び3号に規定する利用区分により事業を利用する者の自宅近辺との間の送迎を行うものとする。

(利用者負担)

第11条 事業を提供した際は、通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)から当該事業に係る利用者負担額(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第2条第5号に規定する通所利用者負担額をいう。)の支払いを受けるものとする。ただし、文京区が定める月額負担上限額の範囲内とする。

- 2 前項のほか、社会体験学習その他の行事に係る費用の実費相当額について、保護者から支払を受けるものとする。
- 3 前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付する。
- 4 第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、原則として区内とする。

(利用に当たっての留意事項)

第13条 職員は、支援を行おうとするときは、利用児の保護者に対し、利用に当たっての留意事項について事前に説明をするものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 職員は、事業の実施中に利用児の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び保護者に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第16条 管理者は、利用児又はその保護者の人格を尊重する視点に立った支援に努め、虐待の防止に必要な措置を講ずるとともに、虐待を受けているおそれがある場合には直ちに防止策を講じ、区長へ報告する。

(研修の実施)

第17条 センターは、職員の資質向上を図るための研修を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり実施するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内に1回、ほかに年2回程度
- (2) 継続研修 年1回程度

(守秘義務)

第18条 職員は、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、同様とする。

(その他)

第19条 この要綱に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

不 足
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

文京区児童発達支援センターにおける放課後等デイサービス運営要綱

26 文福セ第1635号平成27年4月1日区長決定
28 文教教セ第2535号平成29年3月15日改正
29 文教教セ第2582号平成30年3月15日改正
30 文教教セ第2599号平成31年3月14日改正
2019 文教教セ第2770号令和2年3月30日部長決定
2020 文教教セ第1863号令和3年3月31日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、文京区が指定を受けて実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、障害児等に対する適正な支援を行うことを目的とする。

(基本理念)

第2条 児童発達支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事項を基本として、事業の運営を行う。

- (1) 周囲の人との様々なやり取りの中で、適切なサポートを受けながら、成功経験を重ね自己肯定感が育まれる。
- (2) 構造化された環境の中で、集団及び社会のルールを守る姿勢並びに判断する力が育まれる。
- (3) より豊かな生活が送れるよう、様々な体験を楽しみながら、好きな活動を増やしていく。

(運営の方針)

第3条 センターは、事業の運営に当たって、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 事業を利用する障害児等（以下「利用児」という。）が日常生活における基本的な動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、当該利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うこと。
- (2) 懇切かつ丁寧に事業を行うこととし、利用児又はその支援を行う者に対し、支援の方法等について理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもって支援を行うこと。
- (4) 常に利用児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて当該利用児の心身の特性に応じた支援を行うことができる体制を整えること。
- (5) 関係機関（医療機関、子ども家庭支援センター、小学校、育成室、居宅介護事業者等をいう。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めること。
- (6) 利用児及びその保護者の意見を尊重し、十分な話し合いを行い、支援を行うこと。

(事業所の名称等)

第4条 事業を運営する事業所の次の各号に掲げる名称及び所在地は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 文京区児童発達支援センター
- (2) 所在地 東京都文京区湯島四丁目7番10号

(職員の職種及び職務内容)

第5条 事業の運営に当たってセンターに置く職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	職務内容	備考
管理者	センターの職員及び業務の一元的な管理	常勤の職員とし、他の教育センター内事業等の管理者と兼務する。

児童発達支援 管理責任者	個別支援計画（以下「計画」という。）の作成及び評価、利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービス内容の管理等	常勤の職員とする。
医師	利用児の障害状況の把握、指導方針への助言及び保護者からの医療相談	嘱託医とする。
看護師	利用児の医療面でのチェック及び疾病の早期発見、異常の際の家族又は主治医への報告並びに予防面での対応	
保育士	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常の生活指導等総合的な支援	
児童指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常の生活指導等総合的な支援	
指導員	計画の作成、専門的な知識及び技術による基本的な日常の生活指導等総合的な支援	
機能訓練指導 職員	専門的な知識及び技術による、利用児の障害に即した機能訓練及び発達促進	
心理職員	利用児及びその家族からの相談、利用児の発達の評価、指導方針又は計画への助言並びに関係機関との連携及び調整	

（運営日、運営時間及びサービス提供時間）

第6条 次の各号に掲げる運営日、運営時間及びサービス提供時間は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 運営日 平日（毎月の第1金曜日、第3金曜日及び第5金曜日を除く。）並びに毎月の第1土曜日及び第3土曜日（文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。）
- (2) 運営時間 次に掲げるとおりとする。
 - ア 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日並びに第2金曜日及び第4金曜日
午前9時から午後6時まで
 - イ 第1金曜日、第3金曜日、土曜日及び長期休業期間
午前9時から午後5時まで
- (3) サービス提供時間 次に掲げるとおりとする。

- ア 平日 午後2時から午後6時まで
 - イ 土曜日及び学校長期休業期間中 午後1時から午後5時まで
- (事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画の作成
 - (2) 生活指導（日常生活に必要な基本的な動作の習得のための指導）
 - (3) 集団生活適応指導（集団生活に適応するための指導）
 - (4) 機能訓練（運動能力、日常生活動作、言語、コミュニケーション等能力向上のための指導及び訓練）
- (送迎)

第8条 センターは、事業終了後に、センターから希望する利用児の自宅近辺までバスで送るものとする。

(事業の対象者)

第9条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者
- (2) 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けた者
- (3) 小学校に就学している者

(利用定員)

第10条 事業の一日の利用定員は、15人以内とする。

2 事業の利用回数は、原則として利用児一人につき月2回とする。

(利用者負担)

第11条 事業を提供した際は、通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）から当該事業に係る利用者負担額（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第2条第5号に規定する通所利用者負担額をいう。）の支払を受けるものとする。ただし、文京区が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額とし、保護者から支払を受けるものとする。

- (1) 給食材料費 おやつ一食当たり100円（消費税込）
- (2) 社会体験学習その他の行事に係る費用 実費相当額

3 前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付する。

4 第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、原則として区内とする。

(利用に当たっての留意事項)

第13条 職員は、支援を行おうとするときは、利用児の保護者に対し利用に当たっての留意事項について事前に説明をするものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 職員は、事業の実施中に利用児の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び保護者に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第16条 管理者は、利用児又はその保護者の人格を尊重する視点に立った支援に努め、虐待の防止に必要な措置を講ずるとともに、虐待を受けているおそれがある場合には直ちに防止策を講じ、区長へ報告する。

(研修の実施)

第17条 センターは、職員の資質向上を図るための研修を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内に1回

(2) 継続研修 年1回程度

(守秘義務)

第18条 職員は、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、同様とする。

(その他)

第19条 この要綱に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 23 文福セ第489号平成24年3月28日決定
- 24 文福セ第787号平成25年3月22日決定
- 26 文福セ第1940号平成27年3月24日決定
- 30 文福障第325号平成30年4月1日決定

(目的)

第1条 この規定は、文京区児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）が指定を受けて実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、障害児に対する適正な相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 児童発達支援センターは、事業の運営に当たって、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 事業を利用する障害児（以下「利用児」という。）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うこと。
- (2) 利用児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用児又はその保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うこと。
- (3) 利用児又はその保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用児又はその保護者の立場に立って、支給決定障害児等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- (4) 市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めること。
- (5) 利用児又はその保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活及び社会生活を実現するよう行うこと。
- (6) 自らその提供する事業の評価を行い、常にその改善を図ること。

(事業所の名称等)

第3条 事業を運営する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 文京区児童発達支援センター
- (2) 所在地 東京都文京区湯島四丁目7番10号

(職員の職種、数及び職務内容)

第4条 事業の運営に当たって児童発達支援センターに置く職員の職種、職務内容及び数は、次のとおりとする。

	職 種	職務内容	数	備 考
児童発達支援センターに置く職員	管理者	児童発達支援センターの職員及び業務の一元的な管理	1人	常勤の職員とし、教育センター内事業等の管理者と兼務する。
	相談支援専門員	利用児又はその保護者からの日常生活全般に係る相談及びサービス利用計画の作成に関する業務	1人以上	常勤の職員とする。

(運営日及び運営時間)

第5条 運営日及び運営時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 運営日 月曜日から金曜日まで並びに第2土曜日及び第4土曜日（文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。）

(2) 運営時間 午前9時から午後5時まで

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用児又はその保護者からの日常生活全般に関する相談に関する業務

(2) サービス利用計画の作成に関する業務等

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象者は、区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者であって、障害福祉サービス等を利用する障害児とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、区内とする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 管理者は、利用児又はその保護者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合には直ちに防止策を講じ、区長へ報告する。

(研修の実施)

第10条 児童発達支援センターは、職員の資質向上を図るための研修の機会を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1月以内に1回、ほか年2回程度

(2) 継続研修 年1回程度

(守秘義務)

第11条 職員は、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、同様とする。

(その他)

第12条 この規程に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

文京区児童発達支援センター給食事業実施要綱

12文福セ第10360号平成13年3月30日区長決定
30文教教セ第2702号平成31年3月14日改正
2019文福障第1449号令和元年9月30日区長決定
2020文教教セ第1864号令和3年3月31日部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区児童発達支援センター（以下「センター」という。）の児童発達支援事業を利用する者等に対して実施する給食事業について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 給食事業を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 児童発達支援事業を利用する者
- (2) 前号に掲げる者の保護者
- (3) 前2号のほか、児童発達支援センター所長（以下「所長」という。）が必要であると認める者

(実施日等)

第3条 給食は、月曜日から金曜日まで1日1回昼食に実施する。ただし、センターの休館日及び所外活動日は、実施しない。

(献立等)

第4条 給食は、あらかじめ栄養士が作成した献立を所長と協議の上決定し、その決定した同一の献立により一括して調理する。ただし、一括して調理した給食を受けることが困難な利用者に対しては、個別に調理した給食を提供することができる。

(給食費の徴収)

第5条 所長は、別表に規定する利用者の区分に応じ、同表に規定する一食当たりの金額に利用者の給食の利用回数に乗じて得た額を、当該利用者から徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号に規定する利用者（以下「第1号利用者」という。）であって満3歳に達する日以後の最初の4月1日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該者に係る同条第2号に規定する利用者（以下「第2号利用者」という。）については、給食費は、無料とする。

(栄養及び衛生管理)

第6条 給食は、第4条の規定により決定した献立に従い、調理するものとする。

2 調理を行う者は、調理に当たり、検食用として、洗浄、消毒等を行わず、購入した状態の原材料及び調理済み食品を各50グラム程度清潔な容器に密封し、摂氏マイナス20度以下で2週間保存するものとする。

3 調理、配膳及び給食指導を行う者は、常に身体を清潔に保つよう留意するとともに定期的に細菌培養検査を受けなければならない。

(食物アレルギーの対応)

第7条 調理及び配膳を行う者は、食物アレルギー対応として、除去食又は代替食を調理するほか、専用容器に配膳するものとする。この場合において、児童名及びアレルゲンを分かるように表示するものとする。

(実績の確認)

第8条 所長は、給食の支給に当たっては、毎日支給の実績を記録するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、教育推進部長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京福祉センター給食事業実施要綱別表の規定の適用については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱第2条及び第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する給食に係る給食費について適用し、同日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

利 用 者		一食当たりの金額
第1号利用者及び第2号利用者	当該第1号利用者に係る文京区児童福祉法施行細則（昭和40年3月文京区規則第15号）第14条の規定により交付を受けた障害児通所支援受給者証に記載された障害児通所の利用者負担に関する事項における負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）が37,200円である場合	第1号利用者：170円 第2号利用者：350円
	当該第1号利用者に係る負担上限月額が4,600円である場合	第1号利用者：110円 第2号利用者：230円
	当該第1号利用者に係る負担上限月額が0円である場合	0円
第2条第3号に規定する利用者		350円

文京区教育センター教育資料室の運営に関する要領

27 文教教セ第 992 号平成 27 年 7 月 29 日教育推進部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター条例（平成 26 年 1 2 月文京区条例第 3 1 3 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 5 号に基づき、文京区教育センター（以下「センター」という。）に設置する教育資料室（以下「資料室」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第 2 条 資料室は、文京区教育センター所長（以下「所長」という。）がこれを管理する。

(資料の種類)

第 3 条 資料室の備付資料は、次のとおりとする。

- (1) 文京区教育委員会作成・発行の教育関係資料
- (2) 文京区立幼稚園及び小・中学校作成・発行の教育関係資料
- (3) 文京区幼稚園研究部会、小学校研究部会、中学校研究部会及び区内教育関係団体作成・発行の教育関係資料
- (4) 文京区立幼稚園及び小・中学校に関する教育関係資料
- (5) 文京区以外の教育委員会及び教育関係機関作成・発行の教育関係資料
- (6) 調査研究に必要な各種資料
- (7) その他所長が必要と認めるもの

(資料の収集及び保存)

第 4 条 資料は、発行される毎に各 2 部を収集する。

2 資料の保存期間は、長期とする。

3 前項の規定にかかわらず、所長は、修理不能その他廃棄が適当と認められる資料を処分することができる。

(資料の登録)

第 5 条 資料を備え付けるときは、当該資料に関する題名、発行者、発行日等の情報を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により登録しなければならない。ただし、軽易な資料で登録する必要がないと所長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の登録が完了した資料は、分類の表示をし、当該分類ごとに配架して利用に供さなければならない。

(利用者の範囲)

第 6 条 資料室は、文京区立幼稚園及び小・中学校に勤務する教職員、文京区職員のほか、一般利用に供することができる。

2 前項の規定に関わらず、資料の貸出しは、文京区立幼稚園及び小・中学校に勤務する教職員、文京区職員に行う。

(開室時間)

第 7 条 資料室の開室時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、所長は、資料の整理その他の都合により、開室時間内でも臨時に閉室することができる。

(閲覧)

第 8 条 資料の閲覧をしようとする者は、センターに申し出て備付けの用紙に所定の事項を記入しなければならない。

(貸出し)

第 9 条 資料の貸出しを受けようとする者は、センターに申し出て備付けの用紙に所定の事項を記入しなければならない。

2 資料の貸出期間は 1 4 日以内とし、ほかに当該資料の貸出しを希望する者がいない場合は、1 回に限り期間を延長することができる。ただし、点検その他資料整理上必要があるときは、貸出期間内でも返却させることができる。

3 貸出しをする資料の数は、原則として 1 人につき 5 点以内とする。

4 所長は、貸出しが不適当と認めた資料については、制限することができる。

(督促)

第 10 条 所長は、資料の貸出しを受けた者が貸出期間内に返還しないときは、返還されるまで督促し、当該資料の回収に努めなければならない。

(利用の制限)

第 11 条 所長は、資料室を利用する者(以下「利用者」という。)が条例第 8 条各号のいずれかに該当するときは、入室を制限し、又は退室させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、資料室の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(教育センター教育資料室資料収集指針の廃止)

2 教育センター教育資料室資料収集指針（23文教教セ第309号）は、廃止する。

文京区特別支援連携協議会設置要綱

27 文教教セ第 1151 号平成 27 年 9 月 9 日教育長決定

28 文教教セ第 23 号平成 28 年 4 月 1 日改正

30 文教教セ第 2794 号平成 31 年 3 月 25 日改正

(設置)

第1条 区の組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）の連携・協力体制を構築し、区の区域内に住所を有する幼児、児童及び生徒（以下「対象児」という。）について、発達の遅れや障害等を早期に把握するとともに、一人ひとりのニーズに応じて適切な支援を継続して行うため、文京区特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次に定める事項を所掌する。

- (1) 関係機関等の連携・協力及び情報共有体制の構築に関する事項
- (2) 小学校及び中学校（以下「学校」という。）における特別支援教育の支援に関する事項
- (3) 幼稚園及び保育園等（以下「園」という。）における特別支援教育及び保育の支援に関する事項
- (4) 障害児等の支援内容の調整に関する事
- (5) 障害児等の支援に関わる者の能力開発及び区民等への普及啓発に関する事
- (6) その他協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、代表者会議、部会、個別ケース会議及び専門家チームで構成する。

(構成)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる機関、関係団体、教育及び福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は教育推進部長の職にある者を、副会長は教育センター所長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

- 2 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 対象児の支援に係るシステム全体に関する事
 - (2) 部会からの活動状況の報告と評価に関する事
- 3 代表者会議は、会長が召集し、会長がこれを主宰する。

(部会)

第6条 部会は、乳幼児部会及び学齢期部会の二部制とし、別表第3及び4に掲げる者をもって構成する。

- 2 部会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を代表者会議に報告するものとする。
 - (1) 支援等についての情報交換及び状況把握に関する事
 - (2) 支援等に係る調査、研究及び啓発活動に関する事
 - (3) その他の支援に関する事
- 3 部会は、必要に応じて副会長が召集し、副会長が指名した者がこれを主宰する。

(ケース会議)

第7条 副会長は、障害児等に対する支援内容の調整等を行うため、ケース会議を開催することができる。

- 2 ケース会議の構成は、別表第3に掲げる者のうちから、個別の事案に応じて教育センターの総合相談係長が調整する。

(専門家チーム)

第8条 特別支援教育に係る技術的な支援を行う組織として専門家チームを置き、必要に応じて園及び学校に派遣する。

- 2 専門家チームは、次に掲げる事項を所掌し、その結果を代表者会議に報告するものとする。

(1) 対象児の状態に関する判断及び教育的対応への専門的意見の提示、助言。

(2) 園及び学校等における支援会議等の運営支援。

(3) 園及び学校等における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成支援。

3 専門家チームの構成は、別表第2に掲げる者のうちから、個別の事案に応じて教育センターの教育相談コーディネーターが調整する。

(構成員以外の者の出席)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(所掌事項等の見直し)

第10条 協議会の所掌事項及び協議会の構成等については、協議会の活動状況を踏まえて必要な見直しを行う。

(守秘義務)

第11条 協議会の構成員及び構成員であった者は、協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第12条 協議会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、教育推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

特別支援連携協議会関係機関等

関係機関等	機関名等
文京区教育委員会	教育推進部
	教育推進部教育センター
	教育推進部教育指導課
	教育推進部児童青少年課
	区立幼稚園
	区立小学校
	区立中学校
文京区	福祉部障害福祉課
	子ども家庭部子育て支援課
	子ども家庭部幼児保育課
	子ども家庭部子ども家庭支援センター
	区立保育園
	保健衛生部健康推進課
	保健衛生部保健サービスセンター
特別支援学校	都立王子特別支援学校
	都立王子第二特別支援学校
	都立北特別支援学校
	筑波大学附属大塚特別支援学校
区内医師会	小石川医師会
	文京区医師会
私立幼稚園、保育園	私立幼稚園連合会
	私立保育園園長会
その他	医師、学識経験者その他会長が必要と認めた者

別表第2（第5条関係）

特別支援連携協議会代表者会議委員

所 属	職名
文京区教育委員会	教育推進部長
	教育推進部教育センター所長
	教育推進部教育指導課長
	教育推進部児童青少年課長
	区立幼稚園園長会会長
	区立小学校校長会会長
	区立中学校校長会会長
文京区	福祉部障害福祉課長
	子ども家庭部子育て支援課長
	子ども家庭部幼児保育課長
	区立保育園長会代表
	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
	保健衛生部健康推進課長
	保健衛生部保健サービスセンター所長
特別支援学校	都立王子特別支援学校校長
	都立王子第二特別支援学校校長
	都立北特別支援学校校長
	筑波大学付属大塚特別支援学校校長
その他	医師、学識経験者その他会長が必要と認めた者2名以内

別表第3（第6条関係）

特別支援連携協議会乳幼児部会員

所 属	職名	
文京区教育委員会	教育センター	教育センター所長
	教育センター	総合相談係長
	教育センター	総合相談係（心理）
	教育センター	学校支援係主査
	教育指導課	統括指導主事
	教育指導課	特別支援教育担当主査
	区立幼稚園	区立幼稚園代表
文京区	区立保育園	区立保育園代表
	子ども家庭部子ども家庭支援センター	児童相談係長
	保健衛生部保健サービスセンター	保健指導係長
私立幼稚園、保育園	私立幼稚園	私立幼稚園代表
	私立保育園	私立保育園代表
医療関係	医療機関	医療機関代表
	小石川医師会	小石川医師会代表
	文京区医師会	文京区医師会代表
特別支援学校	筑波大学付属大塚特別支援学校代表	

別表第4（第6条関係）

特別支援連携協議会学齢期部会員

所 属		職 名
文京区教育委員会	教育センター	教育センター所長
	教育センター	統括指導主事、指導主事
	教育センター	総合相談係長
	教育センター	総合相談係（心理）
	教育センター	学校支援係主査
	教育指導課	統括指導主事
	教育指導課	特別支援教育担当主査
	育成室	指導員
	区立小学校	教員
	区立中学校	教員
文京区	子ども家庭部子ども家庭支援センター	児童相談係長
特別支援学校	筑波大学付属大塚特別支援学校	教員
その他	医師、学識経験者その他副会長が必要と認めた者	

別表第5（第7条関係）

専門家チームの構成員

所 属		職 名
教育推進部	教育センター	総合相談員、専門療法士
	教育指導課	指導主事、特別支援教育担当主査
	通級学級（小学校・中学校）	教員
	巡回相談事業	巡回相談員
関係機関	都立王子特別支援学校	教員
	都立王子第二特別支援学校	教員
	都立北特別支援学校	教員
	筑波大学付属大塚特別支援学校	教員
	その他	医師

文京区教育センター科学教育事業実施要領

23 文教教セ第 47 号平成 23 年 4 月 1 日教育長決定
25 文教教セ第 28 号平成 25 年 4 月 1 日改正
28 文教教セ第 2180 号平成 29 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター条例（平成 9 年 3 月文京区条例第 13 号）第 2 条第 1 号に基づき、科学教育事業（以下「事業」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 観察や実験、ものづくり等による自然事象の体験を通して、子どもたちの自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育むとともに、コンピュータを活用した情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図る。

(実施内容)

第 3 条 教育センターは、自然科学教育及び情報科学教育に関する次の講座等を実施する。

(1) 自然科学教育

① 「やってみましょう楽しい実験」

基礎的な自然体験や実験を通して、自然科学に対する興味・関心や知的好奇心を育むことをねらいとした講座

② 「親子理科教室」

親子でのものづくりや観察を通して、自然科学の楽しさを体験し、自然科学への興味・関心を高めることをねらいとした講座

③ 「科学教室」

自然科学に関する発展的な観察や実験、ものづくり等を通して、科学的なものの見方や考え方、創造性を育むことをねらいとした講座

④ 「子ども科学カレッジ」

大学の最新の研究成果に触れるとともに、学術研究の素晴らしさを体験することをねらいとした講座

⑤ 「出前授業」

小学校に専門指導員を派遣し、理科の授業支援や教員対象の理科実技研修への支援及び科学クラブへの指導を行う。

⑥ 「移動科学教室」

小学校の P T A 活動に専門指導員を派遣し、科学的事象の体験を通して理科や科学のおもしろさを知る機会を提供する。

⑦ 理科授業の予備実験等支援

教育センター科学実験室に単元の実験器具や実験材料をパッケージで準備し、教員が自由に予備実験や教材研究できる環境を提供する。

(2) 情報科学教育

① 「子どもパソコン教室」

基礎的なプログラミングやものづくりの体験を通して、パソコンに慣れ親しみ、パソコンの動作を科学的な見方から学ぶことにより、情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることをねらいとした講座

② 「小学生プログラミング教室」

プログラミングの体験を通して、基礎概念を学び自身で簡単なオリジナルアプリケーション制作を行うことにより、情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることをねらいとした講座

③ 「中学生プログラミング教室」

プログラミングの体験を通して、基礎概念を学び自身でアプリ開発・ゲームプログラミング・Web デザインの制作等を行うことにより、情報科学への興味・関心を高め、情報活用能力の向上を図ることをねらいとした講座

(定員)

第4条 講座の実施にあたり、必要に応じ、定員を設けるものとする。

(対象)

第5条 講座の実施にあたり、区内に在住又は在学する5歳児以上の幼児、小学生・中学生及び保護者の中から、必要に応じ、対象を設けるものとする。

(費用負担)

第6条 ものづくりに必要な教材に係る経費は、参加者の負担とすることができる。ただし、100円未満については切り捨てるものとする。

2 文京区教育センターを実施会場としない講座に係る保険料、交通費、入園料の実費は、参加者の負担とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、教室の運営に必要な事項は、教育推進部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月1日25文教教セ第28号)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月21日28文教教セ第2180号)

文京区教育センター運営委員会要領

25 文教教セ第 40 号 平成 25 年 4 月 23 日教育推進部長決定

26 文教教セ第 151 号平成 26 年 5 月 2 日改正

27 文教教セ第 850 号平成 27 年 7 月 3 日改正

29 文教教セ第 1193 号平成 29 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター条例（平成 26 年 12 月文京区条例第 31 号）第 4 条及び文京区教育センター処務規則（平成 27 年 3 月文教委規則第 18 号）第 2 条の規定に基づき、教育センターの円滑な運営を図るために、教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 小学校長会長及び中学校長会長
- (2) 幼稚園長会長
- (3) 幼稚園・小学校・中学校の各教育研究会長
- (4) 小学校副校長会長及び中学校副校長会長
- (5) 幼稚園副園長・主任会長
- (6) 教育推進部長
- (7) 教育指導課長
- (8) 教育指導課指導主事
- (9) 教育センター所長
- (10) 教育センター統括指導主事
- (11) 相談員

(委員長及び副委員長)

第 3 条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第 1 号の会長から選出する。
- 3 副委員長は、前条第 1 号及び第 2 号の会長から選出する。

(招集)

第 4 条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長が運営委員会を招集する。

(開催)

第 5 条 運営委員会は、原則年 1 回開催する。

(庶務)

第 6 条 運営委員会の庶務は、教育センター学校支援係において処理する。

付 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(目的)

第1条 この要綱は、文京区教育センター（以下「センター」という。）が設置する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めることにより、敷地等の安全対策を推進するとともに、区民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ センター敷地等の安全対策の推進を目的（犯罪を予防することを従たる目的とするときを含む。）として、特定の場所に固定して設置される撮影装置であって、撮影した映像を表示し、又は記録する機能を備えたものをいう。
- (2) 映像 防犯カメラの映像表示装置（電気通信回線に接続している電子計算機を含む。以下同じ。）により表示された映像であって、当該映像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 映像データ 防犯カメラの映像記録装置（電気通信回線に接続している電子計算機を含む。）により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、防犯カメラの映像表示装置等を用いて映像として表示することにより、特定の個人を識別することができるものをいう。
- (4) 区民等 文京区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。

(センターの責務)

第3条 センターは、映像データを収集し、保管し、又は利用するに当たっては、防犯カメラ設置者として、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、区民等の基本的人権を尊重するとともに、映像データの保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

(管理責任者等)

第4条 防犯カメラの適正な運用及び維持管理を図るため、管理責任者、取扱責任者及び取扱者（以下「防犯カメラ操作者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、教育センター所長（以下「所長」という）の職にある者とし、防犯カメラの運用及び維持管理がこの要綱に則して適正に行われるよう、敷地等に設置される防犯カメラに関する事務を総括する。
- 3 取扱責任者は、教育センター学校支援係長の職にある者とし、防犯カメラの維持管理並びに映像データの閲覧、取出し及び保存（以下「映像データの閲覧等」という。）に関する事務を総括する。
- 4 取扱者は、センターに所属する職員のうちから所長が指定する者及び第7条第1項第1号に規定する取扱者とし、管理責任者及び取扱責任者の指揮監督の下に、防犯カメラの運用及び維持管理並びに映像データの閲覧等に関する事務を行う。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第5条 センターは、防犯カメラを設置しようとするときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの撮影対象区域及び台数は、第1条に規定する敷地等の安全確保に必要な最小限の範囲とすること。
- (2) 防犯カメラを設置している旨を撮影対象区域又はその近接する場所に表示すること。
- (3) 映像データを安全かつ適正に管理するため、防犯カメラの設置場所について必要な措置を講ずること。
- (4) 私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。

(映像データの適正な管理)

第6条 センターは、防犯カメラ操作者以外の者に、映像データの閲覧等を行わせてはならない。

- 2 管理責任者は、第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、センター利用者の安全確保のため緊急を要するときは、防犯カメラ操作者に映像データの閲覧等を行わせることができる。この場合において、管理責任者は、映像データの閲覧等の日時、理由、操作者等を書面により記録しなければならない。

- 3 防犯カメラ操作者は、映像データに関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 映像データは、撮影時の原状により保管するものとし、編集、加工、複製、印刷又は持出しをしてはならない。ただし、第8条第1項及び第2項の規定により開示し、又は提供しようとする場合においては、この限りでない。
- 5 映像データの保管期間は、映像データとして記録された日から原則として14日以内とする。ただし、第8条第1項及び第2項の規定により開示し、又は提供しようとする場合においては、この限りでない。
- 6 前項に規定する保管期間を超えた映像データは、速やかに映像データの消去、上書き又は物理的な粉碎等により破棄しなければならない。
- 7 映像データの閲覧等を行う場合において、電気通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、映像データの漏えい、滅失又は毀損が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

(業務委託に係る措置)

第7条 センターは、防犯カメラの保守等の維持管理に係る業務を委託するときは、当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）に対し、次に掲げる措置を講じさせなければならない。

- (1) 防犯カメラ及び映像データの取扱者を特定し、制限すること。
- (2) 前号の取扱者に対し、研修又はその他の方法により、個人情報の保護について啓発をすること。
- (3) 映像データの保管について、安全かつ適切な措置を講じ、その内容をセンターに報告すること。
- (4) 映像データを受託した業務の目的の範囲を超えて利用し、又は第三者に提供しないこと。
- (5) 受託した業務を第三者に委託しないこと。
- (6) 受託した業務の遂行に当たり、映像データの編集、加工、複製又は印刷が必要な場合には、センターの許可を必ず受けること。
- (7) 防犯カメラの運用状況について、センターに報告すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要なこと。

2 センターは、受託者に個人情報保護条例及び文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則（平成16年1月文京区教育委員会規則第1号）の遵守を義務付けなければならない。

(映像データの開示等)

第8条 センターは、個人情報保護条例第16条第1項の規定により区民等から自己の映像に係る開示の請求があったときは、当該区民等が特定でき、かつ、当該映像が他の記録された区民等と容易に区別できるものを開示するものとする。

2 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、映像に記録された区民等の同意を得ずに映像データを外部提供してはならない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項又は第279条の規定により、捜査機関又は裁判所から公文書による映像データの提供に係る照会を受けた場合において、センターが当該照会に対し理由があると認めたとき。
- (2) 前号のほか、法令に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

3 センターは、映像データを外部提供しようとするときは、この要綱の趣旨及び当該提供の目的に照らし、必要かつ最小限の範囲にとどめるものとする。この場合において、外部提供を受ける者に次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 映像データを安全かつ適切に管理すること。
- (2) 映像データの取扱者を特定し、又は制限すること。
- (3) 映像データを複製しないこと。
- (4) 映像データを第三者に提供しないこと。
- (5) 外部提供を受ける必要がなくなったときは、映像データを速やかに返却すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

4 映像データを外部提供しようとするときは、映像データの取出しは、防犯カメラ操作者が行い、必要に応じて捜査機関を立ち合わせることができる。

5 センターは、映像及び映像データの開示の請求又は外部提供の照会を受けたときは、日時、請求者（又は照会者）、映像及び映像データの範囲等を書面により記録しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、映像及び映像データの開示及び外部提供に関する事項については、個人情報保護条例の定めるところによる。

(苦情処理)

第9条 管理責任者及び取扱責任者は、区民等から防犯カメラの設置又は運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 防犯カメラの設置その他の必要な準備については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

令和3年7月30日発行

令和2年度版 文京区教育センター紀要

編集・発行

文京区教育委員会文京区教育センター

文京区湯島四丁目7番10号

電話 03-5800-2591

E-mail b704000@city.bunkyo.lg.jp

URL <https://www.bunkyo-ky.ed.jp/ed-center/>